古事記傳

十八

太政官文庫
和書
門
八五〇〇
類號
九三
函
一
架
四九
冊

内閣文庫
和書
八五〇〇
類號
一三七
函
二
架
冊

内閣文庫
番號 和 8500
冊數 49（23）
函號 137 2

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

古事記傳十八之卷

古事記中卷

政府文庫

明治九年購求

本居宣長謹撰

白檮原宮上卷

神倭伊波禮毘古命 自伊下五字以音

與其伊呂兄五瀬命 上伊呂二字以音

二柱(フタバシラタカチホノミヤニマシくテハカリタマハク)坐高千穗宮而議云(イヅレノトコロニマサバカアメノシタノマツリゴトヲバタヒラケクキコシメサムオホヒルメカシノタミニコヤイデマサムトイリタマヒテスナハチヒムカヨリタヽシテツクシニイデマシキカレトコロ)坐何地者平聞看天下之政(猶思東行即自日向發幸御筑紫故到豐國宇沙之時其土人名宇沙都比古(クニノウサニイタリマセルトキソノクニビトナハウサツヒコ)宇沙都比賣(此十字以音フタ)二人作足一騰宮而獻大御饗(リアシヒトツアガリノミヤヲツクリテオホミアヘタテマツリキソコ)自其地遷移而於竺紫之岡田宮(ヨリウツラレテツクシノヲカダノミヤニ)一年坐亦從其國上幸而於阿岐國之多祁理宮七年坐(ヒトヽセマシくキクニヨリノボリイデマシテアギノクニノタケリノミヤニナヽトセマシくキ)自多下三字以音亦從其國遷上幸而於吉(マタソノクニヨリウツリノボリイデマシテキヒノ)

備之高嶋宮八年坐

神倭伊波礼毘古命御名義上巻傳十七 九十一兼 ハ見ル書紀ハ彦火と出見ル ハ諱彦火と出見ル申せしこと ハ傳十六四十 皇ちも彦火と出見ル申ス ハ是を諱ル ハ書ル ハ云ル ハ如し 然ル ハ是を諱ル ハ書ル ハ云例ハ倣て ハ ハ書ル ハ 漢國乃史ハ ハ某帝諱某ル云 ハ甚 く事ハ ハ皇國乃上代の天皇ハ ハ大御名ハ諱 ル申ス ハ 本外國の俗ハ ハ人乃名を呼こと ハ尊む ハ 忌憚ハ ハ本其人を美称ハ ハ名ハ本 ハ 上代ハ称名 ハ 大名持 ハ 如し 因ハ ハ代ハ至て ハ 天皇乃大御名を ハ諱ル申ス ハ 上代乃ハ何ル ハ 仁賢紀ハ諱大脚ル記して ハ 註ハ自餘諸天皇不言諱字 ハ 而至此天皇獨書者 ハ 舊本耳ル ハ 此大脚を諱ル書 ハ 也 ハ 非 ハ 自餘天皇ハ諱を言ル ハ

此神武天皇の彦火と出見ハ ハ御名も古書ハ諱ル ハ 撰者のはかり ハ 然書ル ハ 者 ハ 上代ハ名を忌こと ハ 無 ハ ハ伊美那ル云 ハ 多乃美那ル訓も古言ハ非 ハ 諱字ハ就て設 ハ 訓 ハ 又此字を多 ハ 對 ハ 唯何ル ハ 常の名ル云意 ハ 設 ハ 訓 ハ

此天皇後の漢様ハ諡號神武天皇ル申ス 凡て御代御代乃漢様ハ諡の作ル書紀私記ハ師説神武等諡名者 ハ 淡海御船奉勅撰也ル ハ 時ハ桓武乃朝 ハ 天平勝宝三年正月辛亥賜 ハ 光仁紀ハ 王 ハ 淡海真人姓を ハ 見ル ハ 延暦四年七月庚戌刑部卿従四位下兼因幡守淡海真人三船卒云と年六十四ル ハ 其処ハ傳を記 ハ 考見 ハ 此人廃帝紀ハ敏性聰慧兼明文史ル見 ハ 文章博士 ハ 為文人之首ル見 ハ 大学頭 ハ 文章博士 ハ 任ス ハ 然 ハ 此御代と

の諡号の事、此人より撰ばしめ給ひしもあるべし。
さて桓武の御時に云説も然るべしと云、故に、先、續紀
を考るに、持統より以来御代々々の天皇崩の時みな
古礼の諡を奉りしのみ見えて、漢様のはなかりしを見
あるべし。然るに天平宝字二年八月に宝字称徳孝謙皇帝
に云尊号を奉りしなどはあり。是は当代の御事なれば諡に
は非ざれども、漢様音讀の号の始めぞ有ける。さて同
月に豊櫻彦天皇に勝宝感神聖武皇帝と云尊号を奉
れる。是ぞ諡号に漢様の始なる。されど此時も古の歴
代天皇の漢諡のさだはなりのまま。にて光仁天皇崩坐
て、上尊諡、曰、天宗高紹天皇とあるは、音讀の漢諡の如
く聞ゆれども、さにあらず。文武
天皇の天真宗云々、桓武天皇の皇朝
様の諡なるべし。漢名なるはやはり漢意なれば
なる故なるべし。此天宗高紹天皇も、漢様のは別に光仁
と申て、本紀に首にも、細字にて光仁天皇と注せり。續
紀の例、凡て古礼の諡を標て、其下に漢様のを注るべし
なり。是も其例なるべし。又此後仁明天皇までは
御代々々皆古礼の諡あるべし。光仁天皇よりの名無なるべ
きに非ず。孝謙天皇は出家なる賜号なるに因て、諡を奉る

文、かの宝字二年の尊号を用る由、見ゆ。嵯峨天皇のは
有けるが傳らざるべし。又元より無ずして物に見あるべ
此二御代の餘は、仁明まで皆有べし。如此て桓武天皇
の御代に至て、かの御船真人の在世し延暦四年七月
なりの間に、神武光仁までの漢様の諡は撰定
なし賜ひけ事、其證は延暦十六年に成る續紀に
古の天皇なりとも往々見えたり。第一卷に天武天皇
天智天皇なりとある類是なり。然るに如此く漢諡を以
て記されたる処を考るに、皆撰者の文のみにて、昔
の文を載るなるべし。皆某宮御宇天皇、或は某宮朝御宇
とばかりありて、漢諡は見えざるなり。然るを以
て撰ばれる時を定む信しなり。然るに丹露寺親長卿記
なるに、文武天皇の御世に淡海公藤原不比等に勅し
て定給へる由なるは、委曲も考なざる浮説
説なり。そは淡海御船なる人は、世に聞あれば故に
ゆく星のごとく淡海公に思ひまがへて、桓武の御世をも
文武と誤れるものなり。されば云、凡て古の御代
を、古とは或は近江大津宮御宇天皇、或は飛鳥浄御原朝
なりなどと申せるを、後世人は後の漢諡をのみ
知て、返て本の真の御称を忘れるなり。文、古書に記

せるを見ても。何れの御代乃称なるも得辨ぬ人乃み
多し。甚しきものは。漢謚を當昔の眞乃御名と心得て。
上代を疑ふ者もあるをや。古を尚む人ハ。よく思ふべし
きことなりかし。○又ついでに云。古乃文には。凡て某
宮御宇天皇。御世と申すなる事を。後世の俗文に
ハ。なべて某天皇御宇と申すハ非なり。御宇ハ天下所
知看と云御言にて。御宇時御宇御世など云べきに
侍るなれ。なみじくに御宇とのみ云る故。其御時とも云ことなるに
はなりがたし。○與其伊呂兄五瀬命。伊呂兄の解ハ傳九
まぎらはし。
二十六葉に見え。五瀬命乃御名義ハ傳十七九十葉に見ゆ。○
注なる上伊呂の上字ハ。衍なるべし。例なきことなり。
○此時の有状を思ふに。五瀬命ハ葺不合命の第一乃
御子に坐バ。父命崩坐てよりは。此命ぞ天津日嗣ハ所
知看るべかりけむ。書紀に。此御兄弟乃次第に。五つ乃異なる
傳へあれども。此五瀬命ハ。何の傳へにも皆
第一なり。然あれば伊波礼毘古命も。此時ハ稲氷命御毛沼命
と共に。此五瀬命に奉仕て坐しけむを。五瀬命ハ。未中州
を言向終賜ハぬ間に早く崩坐て。御業を終賜ハざり
し故に。其事は慥に傳はらざれども。今此處に取分て。
此命一柱をしも擧たるを以て。君に坐しゝことを知る
べし。若此時伊波礼毘古命既に天津日嗣所知看て。御
兄弟諸共に議り給むには。稲氷命御毛沼命も同
じく御兄に坐せば。此命等をも此處に連ね擧侍し。かく
なるに。只五瀬命一柱をのみ擧たるを思ふべし。かゝる紀
なれば此處ハ。當時の有けるまゝに記されたれば。五瀬命與其伊呂
弟若御毛沼命二柱云々。とある侍しことなれども。若
御毛沼命伊波礼毘古命なり。御業を成終て。遂に天下を知看け

系後を以て其御世の初を記し次言ある故に彼命を主
として首に標て五瀬命を客に為て次に云へる那
邑此處書紀には元より伊波礼毘古命を主として謂
諸兄及子等に曰云々とのみ有りて殊に五瀬命を取分て
はあげず此記の趣の異なり然るにも是も伊波礼毘
古命既に天下を治しめる後を以て記せし故こそ如
此ハあれ実ハ五瀬命ぞ君なれば坐しけ弟さて若五瀬命崩坐ぬ故第二
の御子に坐る稲氷命海を天津日嗣ハ所知食ぬ子に末
の御子に坐る伊波礼毘古命とも嗣賜ふは如何ぞ云
に凡て上代には諸皇子ら中に取分て日嗣御子ぞ定
まり坐も必しも一柱に限らざりし御代宮殿
に其證あり此事委くハ彼処に申しぬ然るに此御兄弟四柱の中

に五瀬命ぞ伊波礼毘古命ぞ二柱ぞ由有りて元
来日嗣御子なりしは坐しけ弟又思に稲氷命ぞ海に入り
に坐る時乃事なれば坐御毛沼命の常世国に
まします故に自然伊波礼毘古命ぞ嗣坐る事なれ此處
に五瀬命一柱をのみ挙げるも彼二柱ハ既に薨坐し
故ありぞも云ぬ事なれども彼二柱乃御子の海に入坐
常世国に渡坐しぬ日向国に坐る事ぞ
なれば然ぬ由縁なし此事ハ書紀に見たる如く
東征する時紀国乃海路に事なりぬむは明なれ
ぬを此記ハ其時も處を云ざる傳に上巻
に彼二柱乃御名ぞ出ある處を云ざる傳に
東征し時も存在る那邑又思に此記及書紀乃五瀬
傳ある中四乃傳なれば皆伊波礼毘古命を末ぞせれぞ
も一乃傳なれば第二乃御子ぞ坐ぬ五瀬命崩坐ては
此命ぞ嗣坐ぬ理に彼第二ぞ正傳なるむ
ぞも思ぬぞも此記乃次第に違ぬ取がし然
なれ右に此時の事は五瀬命ぞ伊波礼毘古命ぞ二

拄元より日嗣御子に坐しし故父命崩坐てよりは御兄乃五瀬命君にて坐けるを父命崩坐る故に伊波礼毘古命の嗣坐るべきなりける故稲氷命は此伊波礼毘古命を救奉る賜むが為にぞ海原に入坐けるは何の由ぞやうは云る考合べし若然るべきぞ海原に入坐しは

○高千穂宮此宮の事傳十七之巻（八十二葉より委曲く云る如く大隅國にあるべく叶はず今世に日向国南方村ぞと云るも信ずべきなれど書紀に日向高千穂峯ぞと云此記の此處乃言にも自日向発ぞなるかゝ今乃日向国乃地なりぞ心得るは委しかるべし上代には大隅薩摩の地まで殘りて日向ぞと云しぞ上に處と云ふが如し三代実録に日向國高智保神ぞと云なり和名抄同国臼杵郡に智保郷あり是なども高千穂山に附る名ぞは頭ゆ見れば高千穂宮は那に大隅国乃方に○天下は万葉十八（三十又廿二丁）に安米能之多ぞなり如此訓べし能を我ぞと云るは古五十丁に見なべし此称は天照大御神の所知看次る高天原に對て此國土を謂ぞ古意にも叶てはあれぞ猶よく思に本漢籍より出る称なれ神代の古言なるべしなり然るぞ甚く古より普云なれぬる御ぞ此天皇の御代なるぞは未此より書籍渡参来て記初る称なるべかりざれども漢國古へ及ばゝて語傳しなるべし○政は凡て君此國を治坐る萬事此中に神祇を祭賜ふが最重事なる故に他國にも此意あり其餘乃事等にも括て祭事ぞ

云ふとは、誰も思ふことにて、誠に然る節もあれども、猶熟思ふに、言れ本ハ其由には非で、奉仕事なる儀そ。そは天下の臣連八十伴緒の、天皇乃大命を奉りて、各其職を奉仕る、是天下れ政なれバなり。けて奉仕る故、麻都理とハ云由ハ、麻都流を延て麻都呂布とも云バ、即君に服従て、其事を承はり行ふ故いふなり。されバ都加閇麻都留ハ、事服従なり。又服従ハ奉仕にて、皆本ハ一意より出たるなり。書紀雄畧巻、大御哥に、波賦武志謀、飫裒枳瀰你磨都羅符とあるは、奉仕るをよみ賜へり。又万葉二に、不奉仕とあるハ、服従ぬことを云なり。これらを以て、言の相通ひて、本同意なる節どもをさとるべし。又神を祭ることを云も、其神に奉仕るにて、本同言なり。されども政とハ、天皇の神に奉仕り坐義にはあらねども、言乃本の意は同じことなれども、其祭祀乃事に因て云称にはあらず。

臣連等れ天皇に奉仕、故古言にては、政とは云をなむ。君のハる方より統て云称なり。係ぞ。皆奉仕る人に係て云なり。上巻天照大御神の詔に、思金神者取持前事為政とも見え、軽嶋朝の詔に、大山守命為山海之政、大雀命執食國之政以白賜、宇遲能和紀郎子所知天津日継也とも見え、又下に引る續紀卅一の文なども、皆然る故以暁る儀し。然れども言の本を以て見れバ、麻都理碁登にハ政字ハ當らず。此字になずらへて儀ふに非ず。されども臣下の奉仕る萬事ハ、即君の国を治め賜ふ御事なれバ、末ハ一におなるなり。○麻都理碁登ハ令服事なりとて云説もあれども、若然らバ、麻都礼碁登とぞ云ハ、されバ自他の違あなり。麻都理とハ、自奉仕るを云言、麻都呂閇ハ、他をして奉仕しむるを云言なれバなり。○平ハ安こそ云むが如し。けて其ハ難き乃反の易きにて、何の

地ゐ坐バ、天下治易かるむやうに意あり。何事ゐあれ為難きれバ平瓦らゐ爲易きれ平京し。故易き事ゐも平やは云る那至。天下治坐ゐ其地ゐよりて。便不便やある故ゑ其地を議至ゐるゐ那花事

○聞看やゐ天下ゐ臣連八十伴緒の執行ふ奉仕事を。君ゐ聞し賜ひ看し賜ふを云至。續紀卅一十四丁詔ゐ自今日者大臣之奏之政者不聞看夜成年やあるを以心得侍し。聞看やゐ云を以ても。其政ハ臣下至係る言あるを思ひ定む侍し。さて聞看てふ言ゐ意ハ。傳七六葉又八葉又十七葉所知所知看の処ゐ委く云至。又八八葉聞看大嘗てふ処をも考合ひ侍く。あゐ此巻ゐも下巻ゐも。悉く見ゐある言那至。又續紀十七十六丁

ゐ聞看食國。又二十七丁天津日嗣高御座乃業者。伊夜嗣尓奈賀御命聞看止勅夫あやゐも見ゆ。○猶此猶乃意ハ。常のゐはいさゝら異至て。数多ある中ゐ物を此やよるゝむ。彼やを力ゝ爭を。左右ゐ反覆ひ思ひく。終ゐ一ゐ思決むるゐ如きゝやゐ云て。今世乃俗言ゐ登加久尓やいふゐ如し。中昔の物語文那やゐも。此意ゐ云る侍やゐ多し。此處ハ。坐侍ゐ地を此處やよるゐ。彼処やよりて爭やゐ相論ひ議至て。終ゐ東方地侍ゐ善かゝ免やゐ決免賜ふ意あり。万葉八五十七丁ゐ梅花折も不折も見ゐ至やゐも。今夜の花ゐ尚ちのゐけ至。○思東行ハ。比年加志乃加多尓許曽伊傳麻佐米やゐ訓侍

一、別に思字を多く讀む例なり。語の通宜しきに從ひて、然訓、毛富須なども訓てハ、毛布於
其意ハあるべし。只比年加志ものみハ云、方てハ
言を讀添るハ古言なり。漢籍なれども古訓なれば東西
南北ハ方を訓附なり。こハ其用ひ所によりて加多
古人ハさる語乃用ひざるを云ども言乃足ハぬ故なり。
るを今人ハ雅言に辨別を知ず煩ハしく思ふなり。
伊傳麻須ハ行賜ふを云。故に然訓
伊傳麻志を云。此事前に見たり。はて此處を書
也。伊傳麻志を云。此事前に見たり。はて此處を書
紀ハ及年四十五歲、謂諸兄及子等曰云、こゝ孔文
云こゝ。積慶重暉ハ。是時運
ゑ例の漢意を以て撰者乃添れる潤色の文なり。
抑又聞塩土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天

磐船飛降者、余謂彼地必當足以恢弘天業光宅天下、蓋
六合之中心乎。厥飛降者、謂是饒速日欤。何不就而都之
乎。諸皇子對曰、理實灼然。我亦恒以爲念。宜早行之。是年
也、大歲甲寅。

議曰、紀の書の趣ハ、日向なりて
定免て發向せる那邪、此記の趣ハ、未何国を定賜ふる
こゝを聞ざりし。迹こゝ藝命の国、見給ひ
ざりし。故阿岐国にも七年吉備国にも八年坐て、若始よ
て大倭国を定て幸行むふハ、半途にかゝまで久しく
留て多くふ佐ふ事ども多くふ佐ふ。大歲甲寅、この御ものは
論ふ佐ふ事ども。下に委しく。

今如此、皇祖孔遠き御代より久し
く坐しける宮所を去て、他處に遷坐むこゝを議給ひ、
終に東方に決免賜て、自御意を地方に就て推度る

ホ此日向國ハ西乃邊ある故ホ天下所知者ホ不便ヌ。中央なる國ホ坐もせ御ものを詔ふるホ。蓋六合之中心乎ものあるを其由なり。○即こは只語ばけ乃助のみホ置る辞みて。いせ軽し。必しも猶豫あるはヌ速なる意ホはあらヌ。○日向。上巻 傳五の十三葉 六の四十一葉 ホ見ゆ。古ハ大隅薩摩ヲでかあて ホ總名あり。○筑紫。上巻 傳五、巻の九乃ウ ホ見ゆ。九國を總て も筑紫嶋せ云ぜも。此ハ其中の一國の筑紫みて。後の筑前筑後の域を云。○幸御の御字ハ。行乃誤なり。御字も通ゆれぜも。幸御せ云るこせ。記中みも他乃古書ホも例ふし。凡をかゝ所ハ。みれ幸行せある例なり。

さて此ハ。筑紫國ヲせ行給ふを云なり。既ホ筑紫ホ到り坐るなはは非ヌ。故次乃その間乃略。次ハ此事を云て。○豊筑紫ホ到り坐る事せハ。下ホあり。

國。上巻 傳五の十一葉 ホ出。此國ハ。日向せ筑紫せの間ホ在ば。今幸行ホ道路なり。日向の北ホ並て豊後。こゝ北ホ並て豊前。こゝ乃西ホ並て筑前なヲ。○宇沙。和名抄ホ豊前國宇佐郡。これあり。書紀神代巻ホハ。宇佐嶋せもあり。海中なる孤せ。山川の名義未詳。考ヌ。さて書紀ホ其年冬十月丁巳朔辛酉。天皇親帥諸皇子舟師。東征せ見ホ。其次みも皇舟の事あれバ。此わありも海路より幸行ヲせ見ゆ。○土人ハ久迹毘登せ訓ぜし。こは豊国乃國人せいふこせ。ものも有ぜあれぜ。宇佐乃國人あり。書紀

ハ菟狭國造ともあれば宇佐をも國と云ふし凡て後
ハ郡とも郷とも云ふべきの地をも上代ハ國とも云
ふしなどいふべし云
もはるゝ邪馬。○宇沙都比古宇佐都比賣ハ兄弟と聞切
名ハ地名ハ依るり書紀ハ行至筑紫國菟狭時有菟狭
國造祖号曰菟狭津彦菟狭津媛とあり菟狭を筑紫國
と云るハ疑ハ
し若九国の總名乃意なるべし日向も筑紫内なれハこ
こハ分て筑紫国とこゝわるふなるべし
紀三饒速日命の天降坐時供奉れる神等乃中ハ天三降
命と云ありて豊国宇佐國造等祖とあり又十國造本
紀ハ宇佐國造橿原朝高魂尊孫宇佐都彦命定賜國造
と云るハ然説とも若據なるべし天三降命と云ハ高御魂
尊乃御子なるべく宇沙
都比古ハ其子なるべ。○足一騰宮書紀ハ乃於菟狭川上
造一柱騰宮而奉饗焉一柱騰宮此云阿斯毘苔徒鞅餓
離能宮とあり菟狭川景行
紀ハも見ゆ此名ハ宮殿造様ハ依るる

名なり。ゆて如何なる構ぞと考るハ宮乃一方ハ宇沙
川の岸なる山ハ片かたて構今一方ハ流の中ハ大な
る柱を唯一ツ建て支ふるなる構なるべし宇沙川の岸
ハ山なる處
なるハさて騰と云故ハ宮殿御床ハ山乃片岸の上ハ構な
るハ彼一方を支なる柱ハ川中より立なる故ハ其方
より望ハ高く騰るて見ゆしなり抑此宮ハ一時
大御饗を奉む料なるゆ故ハ伊勢さゝ如此なるべ
しなるまなるさまハは構なる邪魔なし彼一方の
ハ只一ツ立て持せるも伊勢さゝハ希見しく構なる
なり。されなるこそ足一騰こそふ名をも負ふ来さて柱
を足と云ふ伊勢ハ後世ハも四足門なと云例あり延
佳本ハ漢籍乃一柱觀のこと引るるなるべ

此名義ハ種〻思ひ依れる所ありぞも皆善からず。
右の考ハ思ひ定ぬ。○御饗上巻傳十四の五十五葉ハ出ず。書
紀ハ是時勅以菟狭津媛賜妻之侍臣天種子命ニ云ふ。
中臣系図ハ天種子命の子宇佐津臣命あり。是ハ此菟
狭津媛乃所生ぬ。○岡田宮書紀ハ十有一月丙戌
朔甲午天皇到筑紫國崗水門ニ。和名抄筑前國遠
賀郡あり。是歟。仲哀紀ハ幸筑紫時岡縣主祖云云。ま
た自山鹿岬廻之入嶺浦到水門ニ。見由和名抄ハ遠賀郡ハ山鹿郷あ
り。さて万葉七ハ水茎之崗水門ニ。ハ此岡ニ。岡田
岡水門あり。水茎は枕詞なり。別ニ考あり。
ニは一ツにも。別ニ岡田てふ地名ハ古書ハ見ず。○一
年坐書紀ハ十一月甲午ハ九日あり。坐て十二月壬午
二十七日あり。安藝宮ハ至坐る由あれバ。此宮ハ坐し間
ハ。僅ハ四十日餘あり。此記ニ異なり。○上幸凡て四方
國より京ニ行ニ上る云ふ。今世ニも然あり。京ヲ
方ニ行ニ下る云。又四方國より京の方を上ニいひ。
畿内を上方ニ云。京より ハ四邊方を下ニ云ふ。然ハ
今山城伏見より南方奈良乃あるハ。ハ此の土人の言
を聞ニ京方を下ニ云。其方ニ行ニ下る云。奈良乃方
ニ上ニ云。是ハ古倭京ニ上ニ云。是ハ古倭京ニ
ろハ言形ニ寄るまゝ。ハ遺るハ也。猶諸國乃言を尋
ねバ。此類乃ハ多くあるべし。又漢國ハ
ハ西上東下ニ云ハ東邊ハ偏ニ國あて。水も皆東
ハ流る也。さしぬ此時ハ未東ハ行ニ上る云ハ云まじ
き理なれぞも既ニ倭京ハ定まりての後を以て前ニ
及て語傳へる言形なり。さて始ハ日向より筑紫ニ幸

行を爲上るを云ふとして此を始て云るは地方を以
て思ふ信ふ然ふ侍きこそ那邑日向より筑紫ハ北行
行ふく必しも京乃方
紫行ふ非ず上るをハ云がしのむ今世國人ハ如
何云らむ尋ぬ侍し さても筑前より阿岐ハ東行ふて
京乃方なれバ ○阿岐國ハ山陽道なる安藝國なり
誠ふ上る那り
義未思得ず山城國相樂郡乃和伎ハ崇神紀ふ依バ我
君乃義あり是ふ准ず此国名も若しは
我君欲さる由縁あ安藝郡安藝郷も何れバ其名ふ出
ふる國名那らし 三代実録十四ふ此国ふ安
藝都彦神を云も見也ふ岐字濁り
ふ讀侍し藝も濁音ふ用ふ字那り ○多祁理宮書紀ふ
は十有二月丙辰朔壬午至安藝國居于埃宮を何ハ埃
神代紀ふ素戔嗚尊下到於安藝國可愛之川上を何ハ
を同處りを此可愛之川ハ今可部川を云川なりを

可部を云邑も何り和名抄ふ安藝郡漢辨を何ある處ふ
邑さて廣嶋より出雲石見を通ふ道此可部川ふそひ
て上る上りてハ根谷川を云邑川上ふ八岐犬蛇乃居
住し跡を云何り又山縣郡の山奥石見乃堺近ふ所ふ
可愛淵を云も何り此ふ川合川を云
何り川合ハ可愛れ字音ふくこれぞ可愛之川なる
も云邑此川乃あり ふ式ふ載る速谷神社何り今は
速田大明神を云瀬織津姫を祭邑て是神武天皇乃御
禊志給し所なりを云邑信ぬ侍ぬ
ふも此天皇乃古事を云處ふ何も実しけ
聞ふ侍ふ多何り埃宮を何る埃字ふて疑
ハしけ也若ふの可愛之川を同處なるむりハ此も可
愛宮を書る侍ふ紀ふ埃宮を何る
字も然なり此山陵乃下乃訓注ふ可愛此云埃を
然なり今はその訓注の假字ふ音を用ふ此埃宮を名は
ひて書れある さて侍ふ例なきを那り此埃宮を名は
異なれぞも一を也 ふの埃字ふ疑ふ
ふ又埃も峻を同じ侍ふ若ハ峻字ふ多祁を訓侍
加を通ひく嶽なを高乃意なり万葉十三ふ吉野之

高那ぞかゝり。又本より傳の異あるて異處あるや。何ゆまれ多
郡理てゝふ地名ハ。高宮郡高宮郷あれバ是ゆむゝ。郡
郷も。和名抄ゆは多加美也ぞ云ゝ。右ゆれ祁ぞ加ぞは近く通音ゆ
美也ぞ云ゝ。右まれ祁ぞ加ぞは近く通音ゆ
亘さゝゝかの可部川乃上ハ。高宮郡をも流る社ゆ。是実
ゆ可愛之川ゆゝ。多祁理宮一名埃宮ぞも云ゝゆゝ。
ある傳し。さて又周防国ぞの堰ゆ。大竹川ぞ云ゆ。續
紀十一ゆも見ゆ。是欤ぞも思ひしかゞ。然ゆは非
じ。又神名式ゆ。安藝郡ゆ多家神社ゆ。今府中村ゆ在
て總社ぞ云ゝ。この多家を多祁ぞ訓傳ゆ。かぞも思ひし
ゆぞも。然ゆ。是ハ意富能美ぞ訓傳ゆ。此社の神
主世ゝ大呑氏ゆ。文字ハ異ゆれぞも。即多家ゆ。家
を能美ぞ云例ハ。伊勢国壹志郡ゆ。けて多祁理てゝふ名
今も新家村ぞゆふ。是ゆ。若高理社
義ハ高ゆ。又建乃意ゆ。意ハ別ゆ有傳し。さゝゆ。
○七年坐書紀ゆ。甲寅年十二月壬午二十七日ゆ安藝

國ゆ至坐て。明年乙卯三月己未六日ゆ吉備國ゆ移坐
ゆ由ゆ。其間ゆ。この七十日許ゆ。此記ぞ大
異ゆ。○遷上幸始ゆ幸行ぞ云。次ゆ遷移ぞ云。次ゆ上
幸ぞ云。次ゆ此ゆ遷上幸ぞ云て。次ゆ詞を換ゆは
文ゆ。○吉備上巻傳五乃二十二葉ゆ見ゆ。○高嶋宮。此地さ
だゆ那ゆ。或云。今備前国ゆ高嶋ぞ云嶋ゆ。神武天
皇乃宮。此ハ此處ゆ。今ゆ神異ゆ事ぞも
ゆ云。其郡ゆ猶委ゝ尋ゆ。又吉備国人云。
今高嶋ゆ小き島ゆ。天皇乃ぞ坐ゆ地
ゆ非。其島を去ゝぞ遠ゆ。ぬ児嶋乃北浦ゆ宮浦ぞ
云處ゆ。ゝれ行宮乃跡ゆ。ゝむかぞ云。又或備中国
ゆ高社嶋ゆ。是ゆ。是ハ神名帳ゆ備
中国小田郡神嶋神社ゆ。神嶋ゆゝ。高嶋
ゆ。非じ。又和名抄ゆ。備後国三上郡ゆ多可郷ゆ。若
是嶋ゆハ非る欤。さゝも。高嶋宮ハ。多可ぞ云嶋ゆ

在り宮欽。又同國安那郡に高迫郷あり。若是多加勢麻
比訓て。是なるべしもあらむ。されど此等は凡て地理
を知ぬこそなれば。えさだめ難し。猶熟く尋ねたづねて可し。○
ぐ驚かしれく殺みあり。
八年坐書紀に曰。乙卯年春三月甲寅朔己未。從入吉備
國起行宮以居之。是曰高嶋宮。積三年間。脩舟檝蓄兵食
云々。有て戊午年二月に。難波に到坐に依て。
吉備宮に坐しは三年間なり。此記に又異事。

カレソノクニヨリノボリイデマストキニカメノセニノリテツリ
故從其國上幸之時。乘龜甲爲
レツヽウチハブリクルヒトハヤスヒナドニアヒキ
釣乍打羽擧來人。遇于速吸門。

カレヨビヨセテイマシハタレゾトトハシケレバアハクニツ
爾喚歸問之汝者誰也。答曰僕
カミナハウヅビコトマヲシキタイマシハ
者國神名宇豆毘古。又問汝者
ウミツヂヲシレリヤトトハシケレバヨクシレリトマヲシキタミトモニツカヘマツラ
知海道乎。答曰能知。又問從而
ムヤトトハシケレバツカヘマツラムトマヲシキカレスナハチサヲヽサシワタ
仕奉乎。答曰仕奉。故爾指度槁
シテソノミフネニヒキイレテサヲネツヒコトイフナヲ
機引入其御船。即賜名號槁根

津日子。此者倭國造等之祖。

龜甲ハ師の加米能勢ヤ訓を訛る不從ふ伝し龜ハ和名抄ふ龜大戴礼云く和名加米兼名苑云龜一名鼈漢語抄云宇美加米まゝ鼈鼉玉篇云鼉鼉大龜也和名於保賀米ちゃゝ有り甲は同書ふ甲文字集略云龜蚌之屬甲曰介甲音俗云古不ヤ有て和名ハ見ゑず今東國ふくは龜甲を加米乃加和良ヤ云ヤゞ然ら共古不ヤ云も甲字音ふはあゝで加和良の轉ゆる名ふて也ゝ有ゝむゝそれハ如何ふれ此ハ龜乃上ふ來ゆる之ヤを云る處ふ是ゆ甲字ふはかゝはらず て背ヤ云むぞ宜しかる伝ゆ不ふ加和良乃伝ヤハ輕鳥宮段乃訓和羅前の下ふ委くいふ伝し書紀ふ故此處を葉艇ヤあり。○為鈎乍ハ都理志都ゝヤ訓伝し乍字ハ万葉ふちゃゝふもみれ凡て都ゝて云ふ辞ハ此事ふ為ふ都ゝヤ云ふ用ひふめ凡て都ゝて云ふ辞ハ此事ふ為ふがゝ彼事をも相交ゆて為ふを云ヤ糸ふ置を云ヤ糸ふ置を云ヤ相通ふ意ある故ふ後世ふは那賀良ふ乍字を書も當らざるふはゝ有ゝ是されヤ古ハ那賀良ふ此字を書ふそヤは無ふちめ。伝ゝは鈎ふを也ふゝ来るふく鈎次ふヤ来るヤ二相交る我云那を方ふ来を主ヤゝて云ふ故ふ来るハ乍乃下ふある方を乍ふ上ふいひ重く是凡て事乃軽くて傍ふふる方を乍ふ上ふいひ重く て主ヤゝ有る方を下ふ云ゞ定まりある。○羽舉ハ波夫理ヤ訓伝し上卷ふ以此比礼三舉打撥ヤある舉も必布理豆ヤ訓伝ゝ乙ヤ傳十の此九葉ふ云るが如し考冥合伝伝し又波夫伎ヤ訓むも同じ伝ヤ有めヤ通はし云ふ古今集哥

ある。山郭公打波夫伎をよめり。和名抄に唐韻云翥飛
舉也字亦作翥文選射雉賦云軒翥波布流俗云波豆く
を見た。靈異記にも翥波不利又云加介利伊久を所
万葉十九九丁に羽振鳴志藝又三十三丁打羽振鶏者鳴等毋
海辺には鳥に云ふ。又二十八丁に朝羽振風社依米夕羽
振浪社来縁六四十六丁に朝羽振浪之声躁なぐく浪風に
ぜにも云ふ。凡て振をは物乃動き挙るをいふ言なり。
後撰集雑哥に古も契てきりぬ打羽夫伎飛起如ぬし
天乃羽衣是は羽衣をいふかゝ鳥に擬て如此云る
いをは人乃身に云るは今此処の羽挙に
ぬ。なぜにも云ふ。此處は鳥の羽振如く左右袖を挙

て打振ぬ。来る故ぬ。然為る故は大御舟を暮て招奉
ふ。書紀に奉迎をあり。来をは袖を振て人を
招ぬは古の常なり。万葉に見ゆ。大御舟乃方に依来なり。
度を訓ぬし。吸を取紀に訓ぬ。釋書紀神代巻伊
邪那岐大神の御禊段一書に速吸名門をあるを同處
なり。是に名門をあるを以て今も然訓ぬ。昂之
門をいふに同じ。此外にも之を那をいふ例多し。
神名帳に豊後國海部郡早吸日女神社あり。續後紀十三三代実
録四十四に早吸咩神をあり。此地を以て此神名をよめる地名に
ぬし。速吸をは大祓詞に速開都咩止云神持可く呑
氏年をある意にて彼御禊に縁ある神名なぬし。門

ふも山郭公打波夫伎ぞよまり和名抄に唐韻云翥飛
舉也字亦作翥文選射雉賦云軒翥波布流俗云波豆く
ぞ見衣霊異記にも翥波不利又云加介利伊久ぞ所り
万葉十九九丁に羽振鳴志藝又三十三丁打羽振鶏者鳴等毋
海鳥くは鳥に云ふ又二十八に朝羽振風社依米夕羽
振浪社来縁六四十六丁に朝羽振浪之声躁ぞく浪風に
ぞふも云ふ凡て振ぞは物乃動き挙るをいふ言あり
後撰集雑哥に古も契てきりぬ打羽夫伎飛起如ぞし
天乃羽衣是は羽衣ぞいふかくも人乃身に云るは今此処の羽挙に
いぞ近来なぞも云ふ此處は鳥純羽振如く左右袖を挙

て打振ぬ来るぬり然為る故は大御舟を暮て招奉
ふるぞし書紀に奉迎ぞあり来ぞは大御舟乃方ふ依来ぬり袖を振て人我
招くは古の常なり万葉に見ゆ○速吸門は波夜須比那
度ぞ訓ぞし吸を須布ぞ訓はるし釋紀に訓ふも凡比ぞあり書紀神代巻伊
邪那岐大神祓禊段一書に速吸名門ぞあるぞ同處
なり名門ぞあるを以て今も然訓ぞきなり昂之門ぞいふに同じ此外ふも之を那ぞいふ例多し
神名帳に豊後國海部郡早吸日女神社あり續後紀十三三代実
録四十四ぞ波早吸咩神ぞあり此地ふて此神名に因る地名ふ
ぞし速吸ぞは大祓詞に速開都咩止云神持可く呑
氏年ぞある意ふて彼御禊に縁ある神名ぞし門

ハ海門あり。人速吸門ハ豊前乃早鞆浦乃こゝをいふ。
むかしゝ云ふまゝ海ゝ水の速きゝハ名ふ
負ふべきも。さゝくハ地理違ふり。書紀の
傳ふに依りても。宇佐より前よりあれバなるべ。○此一段
海事。書紀ふ波。日向を發坐て宇沙ふ至坐次前ふあり。
此記ゝ次第異あり。故思ふ。此地名正〳〵豊後國ふあ
ふべ。書紀乃傳ゝ正〳〵かるゝ。吉備國より難波すゝ
乃間ふ波。此地名ある海ゝを聞ふ。書紀ふ釣魚於曲浦
田部郡輪田御崎ゝ云ふあれバ。此わゝりふもやゝ思ひ
よれゝ。かの曲浦ハ地名ゝも聞なふ。ワダノウラゝ云
訓もいゝ。此記ハ。此一段乃次第の乱ふるゝ。
〇書紀曰。至速吸之門時。有一漁人乘艇而至。天皇招之
因問曰。汝誰也。對曰。臣是國神名曰珍彦。釣魚於曲浦。聞

天神子来。故即奉迎。又問之曰。汝能為我導耶。對曰導之
矣。天皇勅授漁人椎檝末。令執而牽納於皇舟。以為海導
者。乃特賜名号椎根津彦。椎根云此即倭直部始祖也ゝ
ありて。此人の功ありし事ゝも。後ふ見ふあり。名を椎根津彦
ゝあるハ。此記ゝ異あり。椎ゝ云る意さゝ〳〵ふ。
ゝ上ふ檝を椎檝ゝ。かの比ゝ羅木之八尋矛ふ
ゝ。器名ふ其材の名をも連て呼る例ありしバ。さもあるゝ
ゝ。此人乃名ふ負せ手ふハ。此記の如く檝ゝ
ゝある。ゝ名ふ。其檝ふ造る材乃名をしも
取むゝ。ハ。故ふ。思ふ。姓氏録
ふハ。此名神知津彦ゝ。ゝ知根津彦ゝ。
を書紀ふハ。志理を志比ゝ。訛る傳を取る。
ゝ理ゝ比ゝハ横ふ通音ふ。是海路ふ就よく知由乃称ふ
名ふ。後ふ志比ゝ訛る。就て。此記の傳
の檝根津日子ゝ。見て。此名ゝ合せ手ふ。
乃檝をも椎ゝ。ハ書成る。考ふし。

古語拾遺ニ大和氏遠祖椎根津彦者迎引皇舟表績香山之巓ニ云ヒ○喚帰ハ與備余世氐ニ訓ル帰を余世ニ訓る例ハ万葉三四十ノ樹尓伐帰都ニ見ヱ此記上巻少名毘古那神の段ニ帰来ニあるも必余理来ニ訓ル處郷毘ヒて万葉十五十六ノ於吉敝欲里布奈妣芽能頃流與妣與勢豆伊邪都氣也良牟多婢能也登里乎ヒれ余毘與世豆ニ云る例あり首二句乃さゐさ貝ヒ〻ヒよく似あり○誰也は多礼曽ニ訓ル〻し下巻朝倉朝大御哥ニ然あり多曽ニ訓ハ俗〻し○國神ニは此土地の神ニ云意あり當國人を國人當里人を里人ニ云ヒ如し天神ニ對て云国神ニハあらじさて人ニ云ヒ〻して神ニ云るハ猶神代の言ヒ隨あるヒ将来ニ亀来ハ凡人ニ非ヒ實ニ神なる故ヒ下なる贄持之子も皆国神ニいます書紀ニも如此ぞあるさて此下ニ必其名を告ル〻ヒ名の無ハは脱なるべし誰ぞニ問給ふニ尓あゞ國神ニこそ申て止ル〻ハ又かゝ御答ヒ例を考ル尓上巻ニ僕者國神名猿田毘古神まゝ此下段ニ僕者國神名謂贄持之子ゆゝし僕者國津名曰石押分之子あゞ〻ヒ名を告ざる例ハ一ツも見ヱ故今書紀及姓氏録ニ依て名字豆毘古の五字を補ひ邪毘古の毘書紀乃訓注ニ依て濁音ニ定ヒ

○海道ハ字美都遅ヤ訓ゲシ。書紀七九丁ニ海路。万葉九二十八丁ニ海津路乃名木名六時毛渡七六ヤ。海原を舟より行路を云。東海道西海道ヤ。海道ニあるヤ。○從而仕奉乎は。師の美登毛尓都加閇麻都良牟夜ヤ訓ミたるを用ゲシ。而字ニかハは。ゲシ。○檣機二字を佐乎ヤ訓ゲシ。檣ハ。書紀ニ檣ヤ作ル。和名抄ニも。檣唐韻云檣棹竿也字亦作篙。和名佐乎方言云刺船竹也ヤ見ル。字鏡ニも檣左乎ヤ訓ヤ。檣字ニ佐乎乃義ハ見ヱず。誤ニゲシ。和名抄印本ニ檣ヤ擦ニ。唐韻を引る文ニハ檣ヤあり。是ハ写誤ニ。古本ニハ此ニも檣ヤ作ル。さて右乃古書ヤもヨみニ檣ヤ。漢籍ニハ多く篙ヤのみ作ル。但し玉篇ニ檣。古労反所以進舡ヤ。此物

竹のみニ。木を以て造る故ニ。木偏を加。さて機ヤ。檣ヤハ作成セるニ。かゝ類多し。此字船具ニ縁ある物ヤ。字ハいかヤく心得ゲシ。若は檝字を誤ルニ。檝ハ古加遅ニ乃み用て。佐乎ヤ訓る例ハ。さくるなれヤも。軽島朝段乃末ニ。宇治川乃渡舟乃事ニも。執檝者ヤあり。ゑ云ゲ。又和名抄二ニ渡人條ニ。檝ヤある注ニ。檝正也和名佐乎ヤ。ハれバ。此ハ。檝字の誤ニ。狭ヤも云ゲ。此字ハ佐乎ヤ訓ゲ。由ちし。佐乎ヤ。ハる。下ニ。榜字の注ニ。ゑあゝ。そは如何ニ。檣機二字を連綴て佐乎ヤ訓外ニ。師ハ。景行紀ニ。大木の僵ル。を時人乃哥ニ。涕概能佐乎る上を人ゝ乃往来ける。此乃二字を佐乎婆志ヤ訓ル。佐乎ヤ訓ヤ。誠ニ圓木乃獨橋ハ竿ハ如くなるし。バ。竿橋乃義ニ。ゑくもある。ゲシ。ハ。此も然訓む。ゆヤ。よく當ル。ゲシ。似ニ。ゆヤ。猶よく思ヱ。當ら。ゑ。かの佐乎婆志ハ。小橋ニ佐乎ふ。辞を添ル。ゆヤ。も。ゑ。竿橋ヤも決ニ。佐乎ヤ。檣機を波志

て訓ずる由も侍らく。又こゝは次乃言ゝ引入て云へる書紀
ゝハ令執而牽入て云へるを渡らむ為て其上へを渡ら
ある言ゝ迷て。橋て云へるを思ひそ。○指度ハ大御船の中よ
り橋を下して彼亀ゝ乗て在る處ゝ差遣るを云。書紀
て書る。此字ゝ度て云ハ。此ゝり彼ゝて至ゝ為る様云。
て心得侍し。度て云ハ。間遠くて直ゝ乗移
大御舟ハ高く。亀背ハ低くれば。間遠くて直ゝ乗移
至難ゝ故ゝ。此橋末ゝ令執著て。此方ゝ引入るなり。○
槁根津日子。名義ハ。書紀三十八丁ゝ人名ゝ敏根て云も
見也。又八尋桙根ゝ云類ゝ。槁を槁根て云るなり。
て如此名付賜ふる由ハ。此人海道を能知りて申
せるゝ因て。即其導者て志賜むて所思省て。今執著せ
て引入奉る槁ゝ就て。此槁以て漕寄ゝ船のよく行
意ゝ。彼導を准て稱給ふる那留侍し。ゝ槁ゝ執著
ゝハ。名ゝ称多侍くもあるゝ。ゝ引入ゝ乃
必海路乃導れ意ゝ。
ハ。既ゝ上
巻ゝ出ゝ。書紀此御世二年辛巳歳春二月甲辰朔乙巳。
天皇定功行賞云。以珍彦為倭國造。珍彦此云宇豫毘古。
此人。前ゝ椎根津彦て云名を賜て。其後所ゝ皆其名
を乃ゝ云る。此ゝ至て立帰て更ゝ又初名を改て
珍彦て云ゝハ。又珍彦乃訓注ハ。初ゝ出る處
ゝ侍る侍ゝ。今此ゝ。○舊事紀十國造
本紀ゝ。東征時於大倭國見漁父。謂左右曰。浮海中者何
物之耶。乃遣粟忌部首祖天日鷲命使見之。還来復命曰。
是有人耳。名椎根津彦。即召率来矣。天孫向汝誰哉。對曰。
吾是皇祖彦火々出見尊孫椎根津彦て云。又六巻ゝ。故
遣女弟玉依姫命。以来養者矣。即為御生一児。則武位起
命矣。ゝ武位起命ゝ大和國造等祖て云ゝハ。椎根津彦

を彦火々出見尊の孫武位起命の子とせるなり此說信がたし若彦火々出見尊乃御孫なるべ此人乃後胤の姓ハ姓氏録に天孫の部に收録せるは元来國神の子孫なること明けし然れ部に收録せるは元来國神の子孫なること明けし

て師木水垣朝御世七年に夢に諭ありしに依て倭直祖市磯長尾市を以て倭大國魂神を祭主と給ふ

此處に倭直祖と云こと見えざれども玉垣朝御世三年又七年乃段に倭直祖長尾市と見えあり倭大國魂神乃御支ハ傳十二巻又此事一傳に師木玉垣宮ふとしく云ふ考見ばし

朝御世廿六年に事とそ多くハ大倭直祖長尾市宿禰を定神地於穴磯邑祠於大市長岡岬とあり此大神を祠に字傍に字ヲ假字を付るハ非なり字に依るべ

ナジと訓ばし然れば崇神紀に市磯長尾市とあるを照して思ふに穴ハ市乃誤なもやあらん又長尾市と

いふハ長岡岬乃地名に依る名なもやあらむ共に書紀に見えあり此長尾

市檍根津日子の末にて大倭國造の先祖なるを此人より始て大倭大神を以祭ることなり次に仁德紀に倭直祖麻呂又倭氏人相傳て以祭ることなり

直吾子籠見の雄畧紀二年段に大倭國造吾子籠宿禰と云人見えて欽明紀に倭國造手彦と云見えあり

て天武天皇十年四月己亥朔庚戌倭直龍麻呂賜姓曰連とあり

代より直姓なりそハ欽明紀まで国造と乃ある等字に依るべし書紀に倭直祖と乃ある程乃語を以云るべ此氏人に国造と云姓なり

ふ殊に一人を国造に有し直の姓なりて直姓なりハ其中ハ補さるべし同十二年九月乙酉朔丁未倭直

賜姓曰連。十年の時に連よりあるは。龍麻呂一人なり。同
王。是に餘の人も連にあらるる那王。同
十四年六月乙亥朔甲午。大倭連賜姓曰忌寸。是まづ
倭と見たり。或は大倭と見たりて。大てふ言の有無定
定。此程まづはさもあらむ。後の人必定まるべき
ふ王。さて續紀六に。以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上
令主神祭。神は大倭大神と見え。九卷に。大倭國造大倭忌寸五
百足とあり。是にて国造は此氏人の中に
殊なる一人なるべし。さて天平九
年十一月壬辰。大倭忌寸小東人同水守二人賜姓宿禰
自餘族人連姓爲有神宣也。自餘族人に連姓を此時に賜ふは。
族も有りしなるべし。同十年閏七月。段に大養德宿禰小東人と
王。是は天平九年十二月に。改大倭國爲大養德國と
王て。國名の文字を如此改らるるに依て。此姓も其字
に改しなり。同十九年三月に。又舊の如く大倭国と
せらる。同十九年四月。
段に。大倭神主正六位上大倭宿禰水守授從五位下と
見たり。此氏人大倭神主と見ゆ。同廿年正月壬申朔甲戌。大倭
連深田魚名並賜宿禰姓。天平勝寶三年十月丁巳。大倭
國城下郡人大倭連田長古人等八人賜宿禰姓。神護景
雲三年十月。大和國造正四位下大倭宿禰長岡卒。五百
足之子也云々。勝寶年中。改忌寸賜宿禰云々とあり。此
に至て倭字を書ぎして和と作ふは。天平勝寶のころ
國名の大倭字を改て。大和とせらるる。此事委き考あり。別

ふ記せり。又やまゐふ大字を添へて大倭大和あゞや書るハ。みふオポヤ。ト。やとよむこゝやあり。あゞヤ。ト。やよゝ云てハ。大字を添へて書もろし。姓ふも其より此字を用ふ形り。後世の如く意を任せて妄ふ書るハ非ず。さて姓氏録ふ。大和国神別地祇大和宿祢出自神知津彦命也。神日本磐余彦天皇従日向地向大倭国到速吸門時。有漁人乗艇而至。天皇問曰汝誰也。對曰臣是國神名宇豆彦。聞天神子来。故以奉迎。即牽納皇船。以為海導。仍号神知津彦。一名椎根津彦能宣軍機之策。天皇嘉之任大倭國造。是大倭宿祢。始祖也。見えたり。又摂津国神別地祇大和連。神知津彦命十一世孫御物足尼之後也。続紀廿九ふ。摂津國莵原郡人。倉人水守等十八人賜姓大和連。ゝあるハ。此族ふ

や。又同時ふ。播磨國明石郡人。海直溝長等十九人。大和赤石連を賜ふ。是も大和氏の支別ゝあるゝ。さて又姓氏録。摂津国同部ふ。物忌直。椎根津彦命九世孫矢代宿祢之後也。見ゆ。又河内国神別地祇部ふ。等祢直。椎根津彦命之後也。見ゆ。さて續後紀ふ。承和七年八月甲辰朔己未。大和國人戸主従八位上大和宿祢吉継。戸口掌待従四位下大和宿祢館子等賜姓朝臣。貫附左京三條一坊。ゝあり。

故從其國上行之時。經浪速之渡而。泊青雲之白肩津。此時登

美能那賀須泥毘古（ミノナガスネビコ）自登下九字以音
興軍待向以戰（イクサヲオコシテマチムカヒテタヽカヒシカバ）爾取所入御船
之楯而下立（トリテオリタチタヽヒキカレソコノナヲタテヅトツケツルヲ）故號其地謂楯津
於今者云日下之蓼津也（イマニクサカノタデツトナモイフコヽニ）於是
與登美毘古戰之時（トミビコトタヽカヒタヽフトキニイツセノミコトミ）五瀬命於
御手負登美毘古之痛矢串（テニトミビコガイタヤグシヲオハシキカレ）故
爾詔（コヽニノリタマハク）吾者爲日神之御子（アハヒノカミノミコトシテヒニムカヒ）向日
而戰不良（テタヽカフコトフサハズカレヤツコガイタテヲナモオヒツルイマ）故負賤奴之痛手自
今者行迴而（ヨリハモユキメグリテ）背負日以擊期而（ヒヲセオヒテコソウチテメトチギリタヽヒテ）
自南方迴幸之時（ミナミノカタヨリメグリイデマストキニ）到血沼海洗（チスノウミニイタリテソノ）

其御手之血。故謂血沼海也。從
其地迴幸。到紀國男之水門而
詔。負賊奴之手乎死。爲男建而
崩。故號其水門謂男水門也。陵
即在紀國之竈山也。

從其國上。あは只速吸門の事を云るなれば。此よ
其國を指ばあ處ハ無し。いかゞ。上段の次第乃乱も都
あるなれや。○上行をも能頻理伊傳麻須を訓ばし。○浪
速ハ。字はまゝに那美波夜を訓ばし。此みなハ那尓波
を。但後ふ那尓波を浪速を書むハ悪からじ。書紀ふ非
未皇師遂東舳艫相接方到難波之碕會有奔潮太急因
以名爲浪速國亦曰浪華今謂難波訛也なり。此事師冠
辞考あるの條ふ委見あり。考見ばし。さて難波ハ。古ハ難
波國とも云て。摂津國西生郡又東生郡の西邊まで加
りて孔大名あて。古書ども多く見もある事也。云も

更あり。○渡ゆくハ海ゆまたは川よりわたり渡行處を云。後世の歌なゆゑに難波わたりゆゑいふゆゑハ異なる歟。万葉一二十六丁ゆ對馬乃渡と中ゆ云云。六四十五丁ゆ泉川渡乎遠見云云。此外も多し。凡て某渡ゆゑ云ハ皆此意なり。景行紀ゆ柏濟吉備穴濟向津野大濟名籠屋大濟見え。又川ゆ渡ゆ仁德紀ゆ考羅濟ゆゑあ歟。又難波之大渡ゆゑも此記ゆ見ゆ。高津宮段何坐も海路ゆ就て云ふ名なり。○經ハ歷過て通り。難波津ゆハ泊賜ふ。こゝて此處をバ過て行ゆ海路を幸行を云歟。抑難波より上る船ハ。悉く必泊る津なるゆ。此處を過坐ハ。西国ゆ書紀ゆ見えゆる如く。此處をりしも浪太急て。御舟泊難かりしゆゑ。然ありけゆハ。此ありよ歟。徑り東方ゆ向て軍行むハ。不良所由ある故ゆ南方より廻歟幸さゝ出む為乃。神の御所為ゆ此事下ゆ論ぜありけゆ。次乃事ゆ考ゆ合せゝく知ゆし。此事下ゆ論ゆ。○青雲之ハ白乃枕詞なり。青雲ゆゑ云る例ハ祈年祭祝詞ゆ青雲能靄極白雲能隆坐向伏限月次祭の乃見ゆ。乃

巻二 二十五丁ゆ向南山陣雲之青雲之十三 二十九丁ゆ白雲之棚曳國之青雲之向伏國乃十四 二十八丁ゆ安乎久毛能伊氐来和伎毋児十六 二十九丁ゆ青雲乃田名引日須良霖曽保零。そもく青色の雲ハ無物なれゆゑ大虛空の蒼く見ゆる故然云なり。今世人も晴ある虛空を青雲ゆゑ云ゆ。さて又漢国ゆゑ青雲ゆゑ云ゆ。右乃万葉二巻十四巻の哥ゆゑ。ゆゑ虛空ゆゑ。ゆゑ思ゆゑ。ゆゑ

りれや云も同じ。万葉乃哥ぞものさまをよく考へて
やるべし。然るを後世人ハ。あをびくやハ。あぐ一むく
引ハ冥あるあやをを云。くれぐゆるやハ。うるく曇る体
やく心得あるハ。みるあぐ冥り。古哥ハ山よりくれびく
をやるハ。山おろしあぐてわるを云なり。然るに雲や
いかく。青雲ハもあれびくをよりあるハ。北山乃虚空の体やなり。
北山ハくれびくをよりあるハ。北山乃虚空の体やなり。
又いぐこの枕詞やもくゆるを。曇て雨ふる時あぐ。晴
ふをまちて。青雲をくく乃見
えるむ体やを願ふ意あり。さて白やハ。凡て物の鮮明
あるを云。伊知志漏志登保志漏志あぐの志漏を是ハ
白。御火白く焼けなぐく云も。明白の意なしバ。鮮明
白。御火焼なぐいふ体ぞ。又太平記ぞ。矢前白く
射通してを云ぞ。矢鏃の鮮
明なる見ゆぐ。射みやせるを云。かくて霽ある白虚空
れ蒼き色ハ。鮮明あるものれる故ハ。青雲之白やハ續
け云なるぐ。師の説ハ。青雲ハ本白雲なしバ。白てふ
語なる冠せく。いや晴ある蒼空なる

白雲ハ。青く見ゆる物あれバ。即見る物に青雲やハ
云ふ。やなるハ心得ぞ。白雲ハ青く見ゆ
るハ依ていはバ。白雲の青やてはは云ぞ。そのう
冥蒼く晴ある空ある白雲ハ。いよく白くてそ見ゆし。
さく青く見ゆる物ハあくぐるをや。又右乃引る
祝詞の文。万葉十三の哥あぐ。青雲やハ白雲やハ
別ある体やもく又或説ハ。白馬を青馬やハ云例あれ
バ。雲ハ限らぐ白き物を青某やハ云。其ハ甚く白き物ハ。
青く見ゆる故ある。やハ云るも心得ぐ。甚く白ふ物のい
さく青みて見ゆぐ。推て青やハいかぐ云。
む。ぐく白やハ青やの名混ひて分ぐ。の白馬
節會を青馬やも云ハ。白馬をやぐて青馬やハ云ハ非
ぞ。是ハ舊ハ実ハ青馬ハ。白馬ハ非ぞ。故万葉又文
徳実録延喜式ぞ。皆青馬やハ乃みありて。元て古書
ハ白馬やハ作るやハ。後ハ更て白馬を用ひ
ふく体やふなりて。白馬節會やハ云ひ。又書の名をも呼
て青馬節會やも云ふ。平兼盛集ハ。降雪ハ色もかは
らぐ牽ものを。誰ガ青馬やハ名ぐけ初ぞむ。是白馬を用ひ
ぞれて。あぐ青馬やハ云名のある故の哥あり。又或人
ハ。此ハ青雲やハ地名なる伝。枕詞ハ非ぐ

云へるども。地名さて歌及宣言なとの類にもあらぬ直
ちにはきこえじを。
詞言にも。かく枕詞を置る例は。三代実録二丁十九に。薦
枕高御産栖日神と云る例もあれば。上代よりかゝる
類なるも有けむこそ知らし。拆鈴五十鈴宮なども。ある
詞の例なり。○白肩津。白は。志良か志漏か知がたき故。姑く名
に非ず。書紀の訓によりて志良と訓り。
義未思得ず。此地のことは下に論へり。○泊とは。舟の到
至著をいふ。○登美は地名なり。書紀に。戊午年十有二
月癸巳朔丙申。皇師遂撃長髄彦。連戰不能取勝。時忽然
天陰而雨氷。乃有金色靈鵄。飛来止于皇弓弭。其鵄光曄
煜。狀如流電。由是長髄彦軍卒皆迷眩。不復力戰。長髄是

邑之本号。因亦以為人名。及皇軍之得鵄瑞也。時人仍
号鵄邑。今云鳥見是訛也とあり。此は非ず。此段の時乃縛に
大倭国に入坐て後の事なれども。後の名を初より廻て廻
らして。此も登美とは云るなり。さて鳥見と云を訛
とあるなれども。早く長髄彦を登美毘古とも云
其妹を登美夜毘売とも書紀にも鳥見屋媛とあれば。當時より
登美とはいはず。登美といひしなり。然るを上代には
も同年ともいひし如く。鵄を登美と呼は。此地名の登美を訛
とは云るにや。鳥名の登美をも呼て云
声の去声の上声の訛に有けむや。攝津を蓼津と云も。
もとの音の清濁の違ひのみ。さて此地名。神名帳に大
なる故に。訛と云る事同じ。
和國城上郡等弥神社。又添下郡登弥神社と二所見え
たる中に。今は城上郡なる登美にて。今世に外山村と
いふぞ。此名の遺れる地なる。即神武紀に。末に乃立靈

時於鳥見山中其地号曰上小野榛原下小野榛原用祭
皇祖天神焉

村長谷の東方ふく今ハ宇陀郡ふ入て彼外山村ハ
やく遠きもぞ古登美ハいひ
ば彼驛の有りまでハ廣き名ハ関ゆれ
見山中ハ云むこハ違ふふ非じ天武紀廿九の小迹見
驛家ハ有るも此登美なり かの迹見驛ハ飛鳥宮より
次なれば今ハ外山村ろ泊瀬ふ幸て還坐をり此路
有りふくふく叫ふ又式なる城上郡の宗像神社
社こハを元慶五年の官符ふ類聚三代格ふ載て坐大和國城上
郡登美山ハ有り此神社ハ今外山村ふ有る
四十三十七丁 春日ハ称社なりいるより 又万葉四
九丁八 三十九丁 なれふ跡見莊ハいひ射目立而跡見
乃岳辺之ハ有るも同じ登美なり其故ハ巻ふ跡
見田莊作ハ哥二首

題て其一首ふ吉名張乃猪養山を ふより吉名張ハ
今も城上郡ふ在て其村彼萩原ふ近き處なれバなり
さて添下郡なる登弥ハ今も鳥見莊ハ云処みて書紀六ふ
作迹見池ハ見え續紀六ふ大倭国添下郡人倭忌寸果
安云ふ登美箭田二郷云ふ有るなれハ此登弥なり
又斑鳩の富乃小川ハ斑鳩ハ平群郡なれども此登弥ふ因る名ふや
此の登美ハ有るふ ◎那賀須泥毘古長髓ハ邑之本
号なりハ書紀ふ見ふく止ふ引るが如し妹の一名を
も長髓媛ハ云ハあれバ さもあるふし 凡て兄ハ妹ハ同地名を負て
比古比賣ハ名ふぞ古社常なりまる さて和名抄ふ
野王云髓骨中脂也 和名須佐ハ見え 然るを世俗
言ハ足ハ須佐ハ乾て長髓ハ脛乃長き由
ふ名乃如く関ゆ名れハ髓字ふ足又脛なハの義ハ見
ふふ但骨中脂ふくハ長ハ云る似ふ
ばふふふ若ハ髓ハ借字ふやあふ ○待向待ハ待

受ル意なり。凡て待云云。古言に多し。向ハ迎
ル意にして。牟加閇にも訓ル。此ハ敵對ふ意か
ゝバ。牟加比に訓ル。さて此那賀須泥毘古が本居ハ。
大倭の登美なるを。今ハ大御舟の泊る處に出向ひて。
防戰多なり。○楯ハ。和名抄に。兼名苑云。楯一名櫓。和名
太天。また釋名云。狹而長曰歩楯。歩兵所持也。和名天太
天。なるに。名義ハ立なるべし。兵庫寮式に。凡踐祚大
嘗會。新造神楯四枚。各長一丈二尺四寸。本闊四尺四寸
厚二寸。丹波國楯縫氏造。戟八竿云云。其料黒牛皮八張。各長八尺
廣六尺。掃墨一斗三升六合。楯別二升八合。戟別三合。云云。商布四段四尺。裏料楯別

二丈
六尺。云云。猶其料物委
く見たり。凡て古の楯乃ことに大
氏に知らる。楯を造るを縫に云ふ。皮を板の酢
に。料乃板ハ載せざれども。厚二寸
に。あれバ。必板に張るなるべし。○取ハ。軍士の手に
執持なり。○下立ハ。御舟より陸に軍人の下立なり。楯を
下して立なり。○其地にハ即白肩津なり。○於今者。三字
を伊麻に訓ル。記中に例多し。此事傳十の十二葉
に云。師ハ此を伊
麻志久波に訓ル。此万葉に見えたる古言なり。今
ハ非ず。
ハ意なり。然るに。其意に云ハ
然訓ハ於字あるに。常乃ごとく波の意に
置るに非ず。今者二字あるに伊麻に云ふなり。記中に
此例
多し。○日下ハ。久佐訶に訓て地名なり。是ハ河内國河
内郡なる日下なり。河内郡なる日下ハ。
古書に多く見えた

名高し。其処の事ハ。下巻雄畧段に云ふし。又日下ゆゑ書く文字の後ゆゑなゆゑも彼処ハ云む。其故ハ。難波海をば過て。なか海路を幸行て。泊賜ふる津なれば。必難波より南方ゆて。海邊ゆ行ふ津なれバ那ゆ故思ふ。和名抄ハ。和泉國大鳥郡ハ日部久佐倍郷あり。式ハ同郡日部神社もあり。此郷今草部村ゆ云ふ。是實ハ日下部なり。此の日下ハ是なるふし。下字を畧て日部ゆ書る二字ハ約て書例なり。大和の葛城上下郡を城上城下ゆ書ゆ同し。然るを和名抄ハ磯城上下郡を城上城下ゆ書ゆ通久佐倍ゆあるハ。佐下ハ加字脱なるか。又今も草部ゆ云を以見ふ。和名抄の誤なり。既く訛て。久佐倍ゆ云なるふし。如何ハ久佐加倍なるふし。日下ゆ二字連綴くふ久佐加ゆハ讀ふ。日字のみを久佐ゆ讀ふ由なし。春日を加須賀ゆ讀ふ。春一字を加須ゆハ讀ふ。難きを思ふ。さて又今の草部村ハ。

海邊なハ非ざれゆも。甚遠かふ。古ハ海邊まで入り込る廣き名なりふむ。又日下ゆも日下部ゆも通ふ。云ふハ。下巻雄畧天皇の大御寄ハ。日下山を久佐加弁能許知能夜麻ゆ入る賜ふ。例あるなり。

玉垣宮段に日下之高津池ゆあるも。此日下なるふし。彼池を書紀ハ高石池ゆある。高石も同大鳥郡ゆ海邊ゆ在ふ。さて。此高津ゆ高石ゆを合せて思ふ。古ハ高石乃ゆ高津の津字ハ師の誤なりゆ。此記ゆ云ふ高石も高師池なりゆ。日下ゆ云ふ。ゆ高津の津、字ハ師の誤なりて。此記ゆ云ふ高石も高師池なりゆ。又此時に大御舟の泊し津ふ。高津ゆ云む地名も似ふ。何ふ。大鳥郡ハ日下ゆ。日下ハ樓なり。さて此高津池を或説ハ。河内国ふ日下村ハ在ゆいふハ。和泉ハ。日下有しあゆを云ふ。妄なる云るゆのなり。又姓氏録和泉國皇別に。日下部首ふ。日下部なゆゑ云姓あり。是等を日子坐王の御末ゆて。河内國の日下部氏ゆ元

は一なり。河内國の日下部氏乃事ハ。伊邪河宮段に委く云ばし。故思ふ。彼日下部氏の人等ハ分て。此和泉國大鳥郡にも住ける族の廣ごれるもの。其處の名をも日下ぞハ云け爭。されバ和泉にも。元ハ彼河内の日下より出る地名なるべし。書紀に。ハ。三月丁卯朔丙子。遡流而上。徑至河内國草香邑青雲白肩之津。夏四月丙申朔甲辰。皇師勒兵步趣龍田而。其路狹嶮人不得並行。乃還更欲東踰膳駒山而入中州時。長髓彦聞之曰。夫天神子等所以來者。必將奪我國則盡起屬兵。徼之於孔舍衛坂。與之會戰。ぞあるハ。此記の趣ぞ異なり。まず遡流而上ぞ云る。ぞいぞ心得ず。草香ハ。ぞひ河内の草香ぞ

遡流に。難波より遡流に至る處なれば。甚く地理なるべし。況や和泉にをや。故ぞ。ぞは地理をも思ハぐ。ぞ妄ぞ潤色ぞ書添たれる文なりもあるべし。然ぞ此文ぞ。白肩津ぞハ今泊枚方なりぞ云説もあるハ。いと非なり。さて此ぞ河内國ぞなるぞ依て。草香を河内國河内郡なる日下ぞのみ誰を思ひ居るも誤なり。河内の日下ハ海辺なれば。船の泊ぞ處なるべし。川にも津ぞいふぞぞ。かの日下ハ。船通ぞなり。淀川ぞ無き地なる物をぞ。白肩津草香津なぞ云むハ。必海辺ぞ聞えなれば。和泉乃日下なるこそ疑ひなる。さて和泉の地も。舊ハ皆河内國なりしを。別ぞ一國ぞせられしハ。靈亀二年よりのこそなれバ。古傳にハ河内國ぞ云るこそ論なし。さて又更欲東踰の東字ハ。趣龍田の上ぞなる後ぞ。ぞ其故ハ。龍田より行も伊駒山より行も。共ぞ東なれば。上の龍田乃處ぞ。ぞ此字ハ置ざるべからぞなるべし。伊駒の處にわきて此字を置るハ。是ある却至草香津。植又地理まぎれ。ぞ聞ゆ。

眉而為雄誥為。因改号其津曰眉津。今云蓼津訛也ぞあ

なも此記と異なり此記の趣は御舟の泊る処に歌
あれば事もなく聞えあるを此書紀の趣は虜亦不
敢逼と云る故に草香津宮却て盾を立て雄誥せるは何
の故にか聞難し若くは上代の軍陣祝事なりやありけん○蓼津此地名は他
の古書にも見えず今も聞なし○登美毘古は即那賀
須泥毘古なり此は妹なる登美夜毘賣と云ふれば兄
なも如此もいひ通はしたる歟但登美とは彼鵄の瑞に
因て後に此人の討滅く登美毘古
云初る地名なれば生存るなれば登美毘古
とは云しを討て後に追て世人の云る称なるべし
○痛矢串痛とは事甚しく切なるをいふ甚字をも
書て下の痛手の痛なり串は物を貫く物を凡て云る
名なり玉串なども云るを思ふ矢の體を穿て徹るを

も云なり さて久志は弗とも弗字にて字書に燔肉器
とあり然るに此方にては古より串字を
用ひ来りは久志の義は見えず但物相連貫也
と注し字形も弗に似る故にまぐひ物なるべし
漢國にもくしも此二字ありて和名抄には唐
韻云弗炙肉弗也和名夜以久之とあり是も古本にては
弗を作る○負は手を負て負なり敏達紀に如中獵箭之雀
鳥とあり凡て負は身に受持を云て此を書紀に
は有流矢中五瀬命脛脛皇師不能進戰とありて彼孔
舍衛坂にて戰坐し時の事なり此記と地異なり此流矢を
しも伊多夜具志と訓るは此記に依る訓なれども當
に是は痛矢串とは身に中たる上にあるべきなれば
なり○詔は五瀬命の詔なり○吾者云々此御言なども
此時は五瀬命と君に坐ける御代に明し書紀には伊波礼毘

古命に係あり。○日神・天照大御神を日神ぞ此に始て見ゆ。抑上巻りハ天照大御神ぞのみなる伐此に至て更て如此ある故ハ神代ふてハ即此神の御上乃事を語る故ふ大御名を申し。此下高倉下の夢乃段も同し。此ハ高天原ふ坐ま以御體を此國土り在て仰瞻奉る處ふ就て次ふ向日ぞなる合せて見法し。詔ふ御言ふるが故よ。如此あるなり此等を以ても古言の差別乃精密なるぞを知法し。書紀ハ漢文を主ぞして書き多り故りかゝれ処り言ハかゝはりざれこぞ多くて。神代巻ふあも。日神ぞ書きる所多し。○御子ぞハ御子孫の謂なり。凡て子孫ハ幾世を重てもみな子ぞいふこそ。前ふ云るが如し。○向日上りハ日神ぞなるを此ふハ忽変りて。あが日ぞのみ詔ふる是又古言の差別なり。上ハ其御子ぞ詔ふ處なる故ふ神て多弥ぞを添て詔ひ。此ハ唯ふ仰見奉る賜ふ日を指て詔ふまでなる故ふ神ぞハ無きなり。されハいひもてゆけば強て差別ハなきなり似ふれぞも。よく思ふなかいさかの差別ある弥ぞ加。そもく今世乃人の言ふも直よ天ぢ日をさして。天照大御神ぞハ申さざく只日ぞのみ申し。又此神の御上乃事を申ハ。天照大御神ぞ申し。必云々ち賜ふ云て坐なが尊辞を添て申ハを。天ぢ日乃事ふハ。ふ日出日入ぢのみ云て出賜ふ入賜ふ乃ぞハ沼河日賣の歌りも。日之隠者ぞよ。是あの乃ぢの古意乃差別ふかをものなり。○此ふ皇祖を日ぞ神ぞ詔ひ。天日ぞハ異なる故ぞ思ふハ乃ぢなり。大御神ぞ天日ぞハ異なる故ぞ思ふハ乃ぢなり。天照大御神即天日ふ坐坐弥ぞ。上巻ふ申せるが如し。

さて日は東方より出て西方に旋行坐故に東方に向て戰は其に逆ふなり○不良は布佐波受に訓ぜし此訓の事傳四三十一の巻に委く云て此を書紀に此逆天道也とあるは古意に非ず漢意なるこゝに首巻に論ずるが如し○賤奴二字を夜都古に訓ぜし賤は良に對する賤なれば是も奴の義なり續紀三十二に鹿嶋神賤おゝ紀寺賤まゝ万葉七二十七丁に住吉云々賤鴨無なゝとあり○みな奴婢を云て卑賤しこゝ云意に言るなるべし○さて師は奴を凡て夜伊都古に訓まゝ是書紀神功巻の奇に似たれども彼奇の詞も必奴の義にはゝ決定が其他に夜伊都古にこゝ云る作にも見えず万葉十八にも夜都古にこゝ見え和名抄にも夜豆古にこゝあり但し此にはゝ賤奴字は借字

にて如こゝて實は君臣の臣に義なり良人に對て賤にこゝも奴にこゝもいかゝは凡人の上にての分ちなり此は其はあゝ天皇に對て凡人を云る夜都古なれば臣の意なり凡て君に對ては臣をこゝ皆夜都古にこゝ云故に書紀なにこゝも君臣の意に云る臣字をこゝ夜都古にこゝ訓て是古意なり然るに後世人は臣をばゝ意美にこゝのみ心得ふは又夜都古にこゝ云はひゝ賤き者のこゝ心得ふは非なり意美にこゝいふは朝廷に仕奉る人等を尊みて云称ふなり君臣の臣に義にはゝ君に對ては貴人なるを臣をこゝ凡て夜都古にこゝ云て國造郡領伴造なにこゝも皆御臣の意なり此事は傳七巻に委く云て又欽明紀に陪臣を伊夜都古にこゝ訓ふも臣の臣なる故に又臣の意なり伊夜は重なる意なり そもゝ古は君に仕奉ふ人をも又凡人の中に良人に使はゝ者をも共に夜都古にこゝ云るを漢國にては臣にこゝいひ奴婢にこゝ云て名を分ふる故に後人はこゝ此字に泥て臣を夜都古にこゝ云こゝとなり又夜都古は君臣の臣にもわたることにこゝもなり然るを此にはゝ其文字に拘らずして賤奴字を君臣の臣に義に借用ひたるなり天

皇の御上よりハ凡人ハ皆臣なる故ニ如此詔する歟
王下巻穴穂宮段ニ都夫良意富美の言ニ賤奴意富美
を自いまする。是ハ已ニ御門を云るなれバ僕を漢文ニ
臣を云意なり。但漢文ニ已ニ御門を臣をいふハ異
なり。卿下る辞ニハ書紀ニ圓大臣を
書て大臣なるよ。夜都古を云王。此を以ても夜都古ハ
必しも賤き者乃ミの称ニハあらざるを
なし。是ハ皇子ニ對して凡人を臣を云なり。凡て古
ハ天皇のみ称し皇子諸王ニ至るまでも皇胤を
天皇を同じく大君を申し又王を申して凡人の
種をハ中ニ相混ぬ其差別いを嚴なり。故上代
太子ハ中ニ申さず諸皇子諸王までも皇胤の人
を臣を云るを不なく自ら然詔ニ御門を後

ハ何事を漢風を用ひ故ニ皇太子ハ天皇
ニは臣を申し賜ふ人々を惣挙ニ
王を臣を分ては古意の遺るなり。○痛手は後世
矢串なり。上なるハ地詞なる故ニ其物を
痛矢串をいひ此ハ御言なる故ニ泛く痛手
ニ詔ふ限ぬ何物ニも渡ふなり。訶志比宮段の歌ニ布流
玖麻賀伊多豆流波受波をあり抑カ歟又矢なをハ傷
ぬる城手を負を云故ハ凡て人の為る事を指て
手をいふ類多くして書法擊歟捕力圍碁なを其外も
の事を盡ぬを手をいひ又為法限
ぬる人を指て某手を云盡ぬを
手をいひ捕ふる人を捕手を云類なり。追手搦手を云
を也此方ニ追人を追手をいひ其を彼方ニ待取

て搦取人を搦手ゆと云よりは物を見人を見手間人を間手ゆと云類も萬ふあり又搦て物を造ふ人殘古へハ手人ゆと云又萬の物を作るふ麁きを隠して精く見せく人を欺くもを手を為ゆといひ人を欺むかるくを手殘喰ゆと云其外萬の事ふ手ゆいふゆゆ猶多し其中ふ敵對ありて其を謀ふ事ふは殊ふ多く云又刀劔ふて擊も射ふも手ありしバ其刀劔矢なゆる傷ふるく殘手を負ゆハ云なり人ふ傷を疵を手疵ゆといふも此なり

○行廻ハ徑よりは行ふく他方ふ曲行て志ふ處ふ旋ふ向ふふり

○背負ハ勢淤比豆ゆ訓ふし此の背を曾毘良ゆく訓は

ふるし曾毘良の御ゆハ傳七の三十七葉ふ云又凡て淤布ゆハ古言ふは身よ受持ふゆを廣く云て必しも背ふ持ふハ限ふ故背ふ負ふ背負ゆも云ふなり常ふハ背ふ負ふも唯負ゆもいふ背後ふふる御ゆを主ゆふる処ふある故ふ殊ふ背負ゆハ詔ふあり此言今の俗言ふも遺ふ也下巻朝倉朝段ふ若日下王令奏天皇背日幸行之事甚恐ゆふるは意異なり同じ背字なれゆも彼ハ後方ふて背く意今ハ大御身の背ふ負持奉る意ふる故彼処ふハ負ゆいはふ此ハ書紀ふも負日神之威ゆある如く其威を借賜ふ意ふる

○南方ハ美那美能加多ゆ訓ふし南を也比年加志よ倣て年を添て美年那美ゆと云ハ非ふり

○血沼玉垣朝段ふ血沼池見え書紀崇神巻ふ茅渟縣兄恭巻ふ茅渟宮續紀十五ふも智努離宮見ふ也なゆあふ皆同處なり

○欽明巻ふ河内國言泉郡茅渟海中云く續紀ふ靈亀二年三月癸卯割河内國和泉日根兩郡令供珍努宮宮字印本ふ宮ゆふる也誤なり古本ふ宮ゆふり

○古事記傳十八

○三十九

河内國大鳥日根兩郡置和泉國ゆゑなり。四月甲子割大鳥和泉日根三郡始置和泉監爲天平十二年八月甲戌和泉監并河内國天平寶字元年五月乙卯和泉等國依奮分立ゆゑあるなり是等ゆゑ血沼ハ和泉國和泉郡なるゆゑなり此郡ハ大鳥郡の南ゆ續られバ自南方廻幸ゆ路次もよく合ひ万葉七十二ゆ陣奴乃海十一丁十二ゆ珍海又血沼之海ゆゑなり六巻ゆ千沼回九巻ゆ古ハ名高かりし處なり黒鯛の屬ゆ智奴壯士なゆゑもあり知奴ゆ云魚あり和名抄ゆ海鄕地名を即其物の名ゆ負ふなり漢國ゆも甚多し然るゆ此魚の多くあるより地名ゆもなりゆゑいふ說ハ本末あるがひて此記の趣なるもそむきあり。○紀國上巻ゆ出○男之水門神名帳ゆ和泉國日根郡男神社二座和名抄ゆ同郡呼吸乎鄕ゆあり今ゆ男里村ゆ云あり男神社も即此村ゆあり和泉志ゆ一座神武天皇今称男森明神一座彦五瀬命今称濱天神ゆいふなり是なり日根郡ハ和泉郡の南ゆ

ゆれバ此も路次ゆ合ひ但紀國ゆあるハ傳の誤なるなり或說ゆ雄山ゆ云處あり昔ハ日根郡なりし故ゆ今ハ紀国ゆ属ひ又或說ゆハ今名草郡若山ゆ雄町ゆ云あり竈山ゆ間三里許ありゆ云ひ此等も由ありげゆハ聞ゆゆゑれゆあるゆ古書ゆ見えざれバ取がたし又ハ古ハ紀國ゆの堺なりて男鄕ゆ在り猶古ハ此鄕紀國ゆ属ひしも知がたし今の男里ゆり西南ゆ今道五里餘もあれゆも正南の方ハ国堺遠かりゆ大道を行バ国堺まで此なり○書紀ゆ此地を茅渟山城水門ゆありて亦名山井水門ゆあり是も疑ひ其故ハ茅渟ハ古ハ広ゆ廣き地名なりしかゆゑもうの男里のあるゆゑハ遥

に距りあり。其うに崇神、巻に茅渟縣陶邑にありて陶ハ今ハ陶器荘にて云て大鳥郡なり。又式に山井、神社も大鳥郡なれバ。旧根郡の男、郷にハいよく遥なるものゝ故也。〇負賤奴之手乎死乎、字舊印本に誤て守にて作るを。延佳乎字に改めるハ宜しけれども。死字の下に移せるハもろ〳〵。今ハ一本に依る也。

夜を訓ましかゝれる處に乎字を置添。記中に此彼例あり。上巻に此口乎不答之口。傳十六の十六葉なゝにあるゝ如し。死ハ伊能知須疑那牟を訓ましし。万葉五二十八丁に道尓布斯豆夜伊能知周疑南みなあるを。語の勢いやよく似あり。人の死ぬゝを過を云こゝをハ。冠辞考黄葉の沈ぶ云〻條に見あらるゝ如し。又命てふ字を上に附ていふを。古言の例なり。書紀雄略巻十七丁ふるゝはち命過を書て。〇男建ハ傳七四十二葉に出て。〇崩ハ加牟阿賀理麻志奴を訓ましし。書紀の訓然なり。但神武天皇奴を。志てふ言を添て訓て。信に神上を云ハ本ハ用言なれども。躰言にハ連ち難きれバ。為坐ぬを云ぞ正しかるべき。されど訓てハ。何をゝや中に穏なるゝぬゝが如聞ゆ。上巻に神避坐を。加牟邪理志麻志奴を訓ていいるゝ。神避も同例にて。躰言に云ぬなれを。いはぬ訓を取て。記中に崩字を書る例の事ハ。宇治若郎子の處に云ましし。ちく神上をゝハ。万葉一二十七葉。日並知皇子命薨時長哥に。天原石門乎開神上上座奴をゝみて。天所知をいしも同意なり。凡て人ハ死を尊も卑きも皆悉く。底津根国即夜見に罷るゝを。天皇を始奉て尊むゝ

歩人を遣て其を忌憚て反を云て天より上坐やはいひな
せる古言なり此事傳十三の四十六葉にも委云たり考合はせし○水門上巻に
出たり○謂男水門也抑男建に依りて名あれば建水門
やとこを謂ひきを只男やしもしは如何やと云より此男
はこゝで男子やと云意なはなり反猛く雄くしき意なり
故男やとみ云るに男建の意あるなり○陵は美波加
やと訓ひき由上傳十七の八十四葉に云るゞ誤やし○即やは紀
國なりて崩坐て御陵も即其國に在を云なり倭國なる
は如此こゝわる後やは有まじき○竈山は加麻夜麻
を他国なる故なりかくいふれなり○加麻度夜麻やと訓は加麻度山
やと訓ひし書紀の訓も然なり筑紫なるは

ふて竈門山やと書るなりもひまぐれるこやとなりれ延喜諸陵式に竈山墓彦五瀬
命在紀伊國名草郡兆域東西一町南北二町守戸三烟
やと見ゆ此御陵の如此後世まで式にも載て毎年に御
幣を奉るに賜ふを以ても此尊は天皇より坐ふに
こやとを知ひし若ひ那ばての皇子より坐むりは然る
ちやとなるかゝ反上代の皇子等の御墓の中に諸陵
式に載るは五十瓊敷入彦命日本武尊菟道稚郎皇
子なやとの外は例なり○さて陵やと云て墓やと云るは
一御代に立ふれたる故なり飯豊
皇女なやとの墓やとなる例なり又神名帳に同國同
郡に竈山神社もあり此社も即五瀬命を祭るやと云る
あるむらたなるに此社は和田の竈山明神やとて名草郡宮郷
だらなる反社は異神
和田村の西南三町許に今もあり宮郷は日前宮の
辺十七村の惣名なり
竈弱山より一里半許東南にて古の大道今俗に小栗海道やといふ

小近し。近世小國の殿より年毎小使を奉遣賜ふ社なり。ちて其社の近き地ょ。九山や云て大なる塚あり。物舊しくる大樹やも生茂りぬ。是や此竈山御陵なるむ。猶國人小委く尋ぬ法し。或説ょ。今世ょ九度山やいふは非なり。九度山村ハ。高野山近き処なりて。怡土郡なれバ。名草郡や那賀郡を隔ていやを遠し。抑此説ハ。今世竈や窓やを混く竈を久度やもいふ処ある故ょ。推當ょ定処なるなる法し。又或説ょ。紀國ょ加信土山やりふあり。是ハ信字を麻や訓て。即此竈山なりやいふも非なり。紀國ょ加信土山やるこやを形し。此名ハ。万葉九卷なる。木方往君我信土山云と。やある書紀小。五月丙寅哥を謬訓せるより出こるものなり。

朔癸酉。軍至茅渟山城水門。亦名山井水門。茅渟此云智怒。時五瀬命矢瘡痛甚。乃撫劒而雄誥之。曰。慨哉大丈夫。被傷於虜手將不報而死耶。時人因号其處曰雄水門。進到于紀伊國竈山而。五瀬命薨于軍。因葬竈山やあり。竈山小到て薨やある。此記やハ異小ょ。上件の事ハ皆此命ょ係ょ。故此次より更て。故神倭伊波礼毘古命云と。

ょて。然ょやも未大倭國小入坐ざる以前小崩坐める故ょ。一御代ハ立ざるょ。故此記小も此命の段を別ちは立ちく始より伊波礼毘古命の段やを立て。其中小記せる趣なり。此事首小委く論ずるが如し。

故神倭伊波禮毘古命。從其地

迴幸到熊野村之時。大熊髮出入即失。爾神倭伊波禮毘古命倏忽爲遠延。及御軍皆遠延而伏。遠延二字以音此時熊野之高倉下。此者人名齎一横刀到於天神御子之伏地而獻之時。天神御子即寤起。詔長寢乎。故受取其横刀之時。其熊野山之荒神自皆爲切仆。爾其惑伏御軍悉寤起之。故天神御子問獲其横刀之所

(ヘバ)由。(タカクラジ)高倉下答曰。(ミコタヘマヲサクオノレイメニ)已夢云。(アマテラスオホミ)天照大
(カミタカギノカミフタバシラノカミノミコトモチテタナミカヅチ)神高木神二柱神之命以。召建
(ノカミヲメシテノリタマハクアレハラノナカツクニハイタ)御雷神而詔。葦原中國者伊多
(クサヤギテアリケリ)玖佐夜藝帝阿理祁理。此十一字以音
(アガミコタチヤクサヱマスラシ)我之御子等不平坐良志。此二字以
音(カノアレハラノナカツクニハモハライニシガコトムケツル)其葦原中國者。專汝所言向
(クニナレバイニシタケミカヅチノカミクダリテヨトノリタマヒキコヽニミコタヘ)之國故。汝建御雷神可降。爾答
(マヲサクオノレクダラズトモモハラカノクニムケシタチ)曰。僕雖不降。專有平其國之横
(アヽバクダレテム)刀。可降。此刀名(コノタチノナハ)云佐士布都神。(サヂフツノカミトイフ)亦名
(ヤタノナハ)布都御魂。此刀者(フツノミタマコノタチハ)坐石上神宮也。(イソノカミノカミヤニマス)

タカクラジガクラノムネヲウガチテ
穿高倉下之倉頂。自其墮入。故
タケミカヅチノカミヲレヘタマハクイマシレガクラノムネヲウガチテコノ
建御雷神教曰。穿汝之倉頂以
タチヲオトシイレムカレアサメヨ
此刀墮入。故阿佐米余玖自阿下五
字音 以
イマシレトリモチテアマツカミノミコニタテマツレトヲレヘタマヒキカレイメノ
汝取持獻天神御子。故如
ヲシレヘノマヽニツトメテオノガクラヲミレカバマコトニタチアリキ
夢教而且見己倉者。信有横刀。

カレコノタチノタテマツルニコソトマヲレキ
故以是横刀而獻耳。

其地ヤ云るハ。男水門を指ヲり。○廻幸。此コレまで三處ハ廻幸
ヤ云るハ。皆初ハ行廻ヤ云る意ハて。徑ハ倭の方を
指ヲして。南方ヲ廻給ヲ玖云。熊野までの途然ヲり。○
熊野村ハ。紀國牟婁郡ヲり。抑此地ハ。牟婁郡の半ハ過
て。數十里ハ亘て。いとく廣く。一國ヤもヲる程ヲ。一
郡ヲも建ヲしヲ。和名抄の郷名ヲ載ざるハ。山國
ヲく。古ハ民ハ少ヲり。ヤ見ユ。牟婁郡の郷幾ハ五ヲり。名の由
ハ。此の大熊の事ヲり起ヲる。又出雲の熊野ヲり起

ゆるる。此由ハ傳十の廿八葉ニ云ヒ考合ハセ。定免がうし。書紀神代上巻ニ熊野之有馬村見え。神名帳ニ熊野早玉神社 大 熊野坐神社 名神大 なゞあり。○大熊髪髪字ハ決て寫誤ニ。故ニうさぐ思ふ。序ニ此事を化熊出爪ゝを書る爪字も誤ゆく。山ゝ穴ゝなる法きれバ。此も從山の二字を髪ゝは誤まるなゝ。なを草書似ゝ（一本ニ鬚ゝあるなり。富能加加尓）ゝ訓法ゝかゝも思ふゝ。若然ゝ所見ゝいふ法ゝを。出ゝあれバ然ゝハ非じ。又延佳が頭書ニ異本ニ作雖疑鰐字之誤乎ゝ云ふ。書紀神代巻ニ熊鰐ゝ云ふを思ひよせゝるなれゝ。此ゝハ由なゝ。ひが事なり。○出入字心得ゑ。下ニ失ゝあれバなり。若ゝハ出入ゝハ出入ゝ失ゝありきむを。即字ゝ誤まるかゝも思ふゝ。入ゝハ上より

ゝ。失ゝは云まゝく思ふゝ。又ハ出入ゝ数度ゝして失ぬる意ゝゝも思ふゝ。若然ゝらば即ゝ云ふゝいふゝ。即ち。故今は姑く此字を讀ゑゝ。大なる熊山より出て即ち失ぬゝ訓ゑゝて此熊ハ世常のニ非ゑ序ニ化熊ゝあるゝ如く。荒振神の假ニ化ゝるゝ。○倏忽ハ尓波加尓ゝ訓法し。書紀天武上巻ニ然訓ゑ。又安康巻欽明巻なゝゝハ多知麻知尓ゝ訓ゑ。然訓むもあるゝ。○為遠延は。師の遠延麻志ゝ訓ゝるニ依法し。為字あるゝはいかゝ。那留書ニ法るしゝも。日代宮段ニ為泥疑也ゝもある為字の格なり。ゝ処ゝ此字を添て書古の一ツ乃格なる法し。彼もゝ泥疑都ゝ訓法ゑ處ゝて為字ハ讀ゝけ

也。此も此字を舍て、坐てふ言を讀附ばなり。さて遠延ハ書紀ハ瘁ヤ書ア。瘁ハ、宇書ハ病也ヤあり。又景行巻ハ度信濃坂者多得神氣以瘼臥。是を引て和名抄ハ瘼卧和名誤写ハ宇江不世利ヤあり。宇ハ乎の写なるべし。仁德巻ハ被蛇毒而多死亡。欽明巻ハ毒害ヤ。放毒氣。令苦路人ヤ見ア。倭建命の伊服岐山神ハ惑さあり。又景行巻ハ吉備穴濟神及難波柏濟神皆害心以也賜ひ〜ふヤ。皆同類の事なり。○御軍ハ軍士を云ア。万葉二 三十四丁ハ御軍士乎喚賜而云〜。御軍士乎安騰毛比賜。又六 二十五丁ハ千萬乃軍。又廿 二十七丁ハ須米良美久佐。皇御軍士なり。ふヤ〜ある。皆其人を指て伊久佐ヤ云ア。師説ハ伊久佐ヤハ箭を射合ヤ云こヤ。用を躰ハ云て。軍人乃御ヤ〜ふヤ〜ふヤ云ア。書紀天武巻ハ習射ふ〜ふ〜ふ見ゆ。○伏ハ許夜志伎ヤ訓ふし。書紀推古巻聖德皇子命の御哥ハ伊比尓恵豆許夜勢屡諸能多比等阿波礼ヤあり。猶下巻允恭段の哥ハ都久由美能許夜流ヤある處傳三十九の六十八葉ハ委云ふし。書紀曰。天皇獨與皇子手研耳命帥軍而進至熊野荒坂津。地名丹敷浦因誅丹敷戸畔。時神吐毒氣人物咸瘁。由是皇軍不能復振。○高倉下。書紀此御代巻ふる兄倉下弟倉下の訓注ハ倉下此云儺羅餌ヤあり。餌ヤ〜ふ〜ふ。訓ふし。名義さぐらなり。文下文

小穿倉、頂云々の事、依る事を思ふべし。此名他にもこれあれども、彼倉の事小かれる所なれば非し。又書紀欽明巻に、鞍橋此云矩羅臘と有る。是は馬、鞍橋の事小依て名付る由あり。臘は知乃濁音なれば、此と異あり。

書紀推古巻小吉士倉下てふ人あり。續紀世十一下小秦勝倉下てふ人あり。又藤原倉下麻呂もあり。神名式、大和國宇陀郡椋下神社あり。此椋下を、印本小ムクモトと訓ふは非なり。書紀、此巻小菟田高倉山と云も見えたり。舊事紀に此高倉下を、饒速日命の子宇麻志摩治命の兄とし、天香語山命、天降名手栗彦命、亦云高倉下命なりとあるは、例のおぼえの外し。又或説に、熊野の神巌大明神は、此高倉下なりと猶らく尋ぬべし。○此者人名とも有むし。然も有むし。

と云へる四字注は、後人の所為なるべし。師の云ふ如ちもあるべしなむ。○一横刀一字は讀法なり。

は、漢文乃格なり。さて凡て横刀と書る、皆たちなり。横字小心を着ざりしなり。○天神御子と云は、此は神倭伊波礼毘古命を指て申なり。此御称のあること、傳十四十五葉小云ふ。

○到ハ麻韋伎豆と訓ふし。○寤起ハ佐米坐豆と訓ふし。師ハオドロキニと訓ふ。是もさる例なれども、此ハ眠給ふる事なれば非なり。遠延坐ふなり。あれば、酒の醉乃醒ると同じ心なれば、佐米と訓ふ。

○長寢乎ハ、師の那賀伊志都流加毛と訓ふ。ふるし。こは悪神の氣小遠延坐るあるを、御自所思賜はで、唯何とれく長眠とのみ所思看て、如此は詔ふはなり。○受取上小献とあるは、未醒坐ざるうちなれ

ぬ。只大御許まで齎参入る處をいひ。さて今ハ醒坐て正しく受取給ふ事なり。○荒神ハ。上巻ゐ荒振神ぞなる ゐ同じ。阿羅夫琉神ぞ訓ぢし。○為切仆ハ。伎理多布佐延豆ぞ訓ぢし。礼ぞ云ぢを延ぞ云ハ古言の格なり。仆の假字ハ。字鏡ゐ太不留ぞ見ゆ。為字ハ。必ず〻〻かきざまなれども。為所切仆ぞ書漢文の心なるぢし。さて自ぞあるゐ心を著ぢし。未切ぢ〻ゐ自ら切仆さぬ〻那ぞ。抑此大刀を献〻かぬ。即先天皇醒坐次ゐ此を受取賜ぬ。即御軍士も悉醒て。如此くなるは。奇〻ぞも奇しく。霊〻ぞと霊しき大刀ぞ御威徳ゐなり。○惑伏ハ。上ゐ遠延而伏ぞあるぞ照して。師孔遠延許夜世流ぞ訓ぢる宜し。○已夢云ハ。意能礼伊米尓ぞ訓ぢし。云字讀ぢかゝるぞ。古ハ凡て伊米ぞ云て。由米ぞハ云ざめ。師説ゐ伊米ハ寝目なりぞ云ぢ。米ハ所見の約ぞなるゐ。目も所見なり。眠〻る間ゐ見ゆる由ゐぞ。○伊多玖佐夜藝帝阿理祁理。此言既ゐ上巻ゐ出て其處ゐ云ぞ。傳十三の五葉 此ハ悪神の荒びく如此天皇を腦まし奉るを詔ふなり。○我之御子等子ぞハ凡て子孫ゐ称ふるぞ。上ゐ云るゞ如し。○不平ハ夜久佐美ぞ訓ぢし。此言の意ハ未だ〻も得ざれども。古言なるぢし。書紀神代上巻ゐ。須佐之男命の荒び坐ゐ處

ふ日神挙體不平ゆへ見え。私記ハ耶須良須ゆへ訓ス。天武巻ふ朕身不和ゆへ見ふ。是天皇の御病ゆへ御言あり。今も荒神の氣ふ遠延脳坐ゆへを詔ふるゆへ事の趣同じ。書紀神代下巻ふ彼地未平ゆへなる未平をハ。サヤヤゲリゆへ訓ス。又允恭巻ふ皇后之色不平ゆへある不平をコトヤウモアラズゆへ訓ス。又遊仙窟ふ不平をコトヤウシゆへも訓ス。ゆへハ皆此の不平なハ叶ふ。○坐良志。凡て良志ハ。然ゆへ。むゆへ他を推量ふ辞あり。○專汝云々。此平國の事。上巻ふ見あく。傳十四巻ふ委く云ス。專又言向ケゆへの解も既ふ出。○可降ハ久陀理ス。余ゆへ訓ス。此降字を師ハアクダルゆへ訓ス。き其ハ天降ゆへ書ふふ敬て。然訓むハ理なれども天降ゆへハ。天ふり降来るを。此國ふて云ふ言ふこそあれ。天ふしていふ言ふハ。ふしていふ処ふハ皆。故此記ふハ天ふ降ゆへのみあるふり。○專有の專字ハ。有字の下ふある意ふり。○平其國之横刀。上巻の此平國の段ふハ。此記ふも書紀ふも。此刀ハ事ハ見ふ。拔十掬劔逆剌立于浪穂云々ゆへハ。ふれゆへふ。是ハ此劔の事を主ゆへ云ふるハ。ふれゆへ。其時主ゆへ佩持て。功を成賜ふ。刀ハ必有ゆへ。況や此建御雷神ハ。伊邪那岐大神の迦具土神を斬賜ふ御刀ふり生坐て。元来劔ふ縁ふる神ふ。○可降ハ。久陀志豆牟ゆへ訓ス。延佳本又一本ふハ。降字の二字ふるを佳ゆへ。ふゆへ云ふ。舊印本又一本ふ下ふ是刀二字ふり。師も此も無く。釋日本紀ふ引るゆへ無ふ。方まゆへふり。有も悪ふ。ふハ。ふゆへ。次言ふ降此刀ふ。狀ゆへふるふ動ふり。煩ハ。ふも聞ゆかゝ。○佐士布都神。佐士の義未思得ス。下ふ高佐士野てふ地名

もあり。神名帳に壹岐嶋壹岐郡佐肆布都神社。同佐肆布都神社あり。○亦名云の云字。師ハ衍也ゆゑ云也なり。社ゆゑ。如此有も例多し。○甕布都神。甕ハ和名抄ハ疑ハ美加。甕毛太非ゆゑ。字鏡に甕弥加ゆゑあり。書紀ゆゑ。借字也。美加なゆゑ美を美加ゆゑ。此字を借也。美加の義ハ傳五卷七十三葉に云るゞ如し。三代實録四に進河内國従三位弥加布都命。神比古佐自布都命。神階並加従二位ゆゑ云ゆゑあり。是ハ何也の神社ぞ。神名帳に見あり。當昔従二位を授奉給多ゆゑ。神の官帳に載ざるゆゑハ有まじ。然を。いかゝ江郡弓削神社を。今布都大明神云ゆゑ。若ハ枚岡四座の内ゆゑなむ。○布都御魂。書紀に師靈ゆゑ書て。此云赴屠能渤哆磨ゆゑあり。師字。廣韻玉篇に

ゆゑに。斷聲ゆゑ注せる意を以て。用ひられたるなるべし。今の世乃言に。物の殘なく清く斷也離るゝ貌を布都ゆゑ云也。布都理なゆゑ云也。狹衣に見ハなゆゑ。然也。此叙の利也。物を清く斷離る意を以称る御名なるべし。上卷に見えたる建布都神。豐布都神。又此の佐士布都甕布都。又書紀乃経津主神なゆゑの布都。みな一なるなり。神名式に備前國赤坂郡石上布都之魂神社。此神社の名ゆゑハ。傳九乃三十四葉に。阿波國阿波郡建布都神社。壹岐嶋石田郡物部布都神社なゆゑも見ゆ。○石上神宮ハ。神名式に。大和國山邊郡石上坐布留御魂神社名神大月次相嘗新嘗ゆゑ。是なり。和名抄同郡に石上伊曽乃加美郷もあり。さて此

神宮ニ献事。玉垣宮殿小印色入日子命の作らせる横刀一千口。奉納石上神宮ニ見ル。書紀ニも此事を載て。是後命五十瓊敷命俾主石上神宮之神寶一云。其一千口大刀者蔵于忍坂邑。然後従忍坂移之蔵于石上神宮。是時神乞之言。春日臣族名市河令治。因以命市河令治是今物部首之始祖也。姓氏録ニ布留宿祢。柿本朝臣同祖。使主命之後也。男木事命市川朝臣。大鷦鷯天皇御世。達後賀布都奴斯神社於石上御布瑠村高庭之地。以市川臣為神主。四世孫額田臣武蔵臣。齊明天皇御世。宗我蝦夷大臣号武蔵曰物部首。并神主首。因茲失臣姓為物部首。男正五位上日向。天武天皇御世。依社地名改布瑠宿祢姓云々。春日臣ハ柿本朝臣ハ同祖。右の文ニ市川朝臣ハ字ハ衍。字ハ幸の誤。さて市川を大鷦鷯天皇の時ニ人ハ世紀ニ異なり。書紀ニハ八十七年ニ。五十瓊敷命謂妹大中姫命曰。我老也不能掌神寶。自今以後必汝主焉。大中姫命辞曰。吾手弱女人也。何能登天神庫耶。五十瓊敷命曰。神庫雖高。我能為神庫造梯。豈煩登庫乎。故諺曰。神之神庫隨樹梯之。此其縁也。然遂大中姫命授物部十千根大連。而令治。故物部連等至于今治石上神宝。是其縁也。書紀同。御代廿六年の処ニ。天皇勅物部十千根。見ル。大連曰。屢遣使者。於出雲國。雖検校其国之神宝。無分明申者。汝親行。于出雲。宜検校定。則十千根大連校定神宝。而分明奏言之。仍令掌神宝也。此人の石上の神宝を掌ることも。元より由縁あるこゝ。ありて。さて又市河ハ。春日臣ニ同祖。十千根大連の物部ニも彼も物部氏なるニ就てまぎ石上神宝を掌て。此

何れを熟考するに、此時に此神宝を掌れるは、実ハ一人なりしを、此を彼に傳の異なるにも思ふべくも、然ふは非ず、先十千根大連乃方の物部氏の、此神宝を掌る事ハ顕はして、後に石上朝臣に至るまで、改ることなく、又市河臣の子孫の物部氏も、後に社地名に依て布留宿祢に改られバ、是も又此神宝を掌るとして、疑なしかるに、ハ十千根大連首長にして、市河臣も相副て神主職にして、共に掌る事なりしなるべし、古今集雑上に、石上並松が宮ゐの事も、で、石上に云処にもり侍けるを、なほうとかりまり賜ハりかねられバ、よろこびいひはやして、よみてゐける、布留今道云々、これ石上氏に布留氏に、共に上古より由縁ある故に、寄よみて賀びゐるハせるなるべし、さて共に物部氏にいふ、物部の称ハ、此神宮の兵器を掌るよりいでたるなるべし、又同年、年士那に、ふ獣の腹に、あり、八尺瓊勾玉も、今在石上神宮に見ゑ、

天武卷に、三年八月戊寅朔庚辰、遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油瑩神宝、即勅曰、元来諸家貯於神府宝物、今皆還其子孫、見ゑ、神府ハ石上宮の神庫なり、日本紀略に、延暦二十三年二月丙午朔庚戌、運収大和國石上社器仗於山城國葛野、見ゑ、類聚國史に、同廿四年二月庚戌、造石上神宮使正五位下石川朝臣吉備人等、支度功程、申上、草功一十五万七千餘人、太政官奏之、勅曰、此神宮所以異於他社者何哉、臣奏云、多収兵仗故也、勅有何因縁所収之兵器、奉答云、昔来天皇御其神宮、便所宿収也、去都差遠可慎、非常伏請、ト食而運遷云々、収山城國葛野、訖、是ま、で、去年二月の事を追て記せるなり、昔来の来字ハ在の誤り、なるべし、次に、聖體不

豫の御事あり。是石上神の祟なる由巫に託て告賜ふに
ふに依て天皇の御年数に准て六十九人の僧をして
彼神宮にして経を讀しめ賜ひ御告文を奉賜ひ典藥
頭従五位上中臣朝臣道成等を遣て神兵仗を石上
神社に返納奉賜しに彼見たりし其文長なれば引ざる
べし此神宮は布都御魂御刀を主神として上代より種
種の神宝及兵器なども納め置し社なりけり中昔奈良僧の
誠に依て春日社の賢木を京に上せ奉りし時は此
布留の神宝をも共に上せ奉りしかども彼賢木を
帰し奉る時先布留神宝を出し奉り次に本社の御榊
五所の御正躰出させ賜ふ二條良基大臣乃榊葉
日記にも云物に見えたり○神皇正統記に此歟を豊
布都神と号し初は大和の石上に坐しが後は常
陸乃鹿島神宮に坐しましたるは非なり。こは舊事紀
に建甕槌之男神亦名豊布都神今坐常陸國鹿島大神
即石上布都大神是也とあるを取て記し給ふなり
建甕槌神と布都御魂歟とを一つにして今鹿嶋に坐
云ふは例の妄説なり此歟は後にも石上
ふるとも坐せいらでも鹿嶋には坐まじ

續紀に神
護景雲二年十月甲子充石上神封五十戸文德實録に
嘉祥三年十月乙巳朔辛亥進大和國石上神正三位三
代實録に貞観元年正月廿七日奉授大和国正三位勲
六等石上神従一位同九年三月十日進大和國従一位
勲六等石上神階加正一位と見り今世此神宮の在処
云処はやゝ距れり。こは古は石上と云ひ廣く名に
て布留村のみならず其内なりしを後に今の一村の
名に遺せる

さて此石上神御名は右の如く此記にも書

紀にも布都御魂を見たり。上巻に出たる建御雷神の亦名、又此刀の名をもなづけし。皆其布都をいひ、又ひとつ備前國にもふつの布都之魂をありて、凡て古へは皆布都をのみ云へるを、神名式にも布留御魂をあるに就て、布都を布留とのみ差別を考るに、書紀履中巻に石上振神宮を見たり。顕宗巻の御言挙に石上振之神楯を見え、武烈巻哥に伊須能箇涤賦屢を見たれば、布留てふ名もいと古くハ関ゆ来れども、こゝに皆其地名をいふものにて、右に引る姓氏録の文も、御布瑠村を見えたり。正しく神名を指て布留御魂なりと云る名ハ、古くハ見えず。聖徳太子傳暦にも、物部府都大明神を云へり。然れ共布留を云ハ、神名の布都を本にして別事なりけ共、布都を地名ふいふ常ふ布留てふ地名の方を昔く言なりて、振神宮如此いふ地名なるも、振ハ地名なりとを云へるかゝ。神名の布都をも語の通ふまに混はして、終に式の所ハ布留、御魂をもいふなるべし。然るに彼備前國石上なるなりハ、返て後まで上代の神名を失ハるに、布都之魂神社を申せるなり。○布留てふ地名の義ハ、舊事紀に云る饒速日命の十種神宝を由良由良止布瑠部、是則所謂布瑠之訓本也を云る。此事傳十の廿七葉に引て委く論ふ。ゆゑに如ハ又同書物部氏の巻に伊香色雄命云へ、遷建布都大神社於大倭國山辺郡石上邑、則天祖授饒速日尊自天受来天璽瑞宝、同共蔵齋号曰石上大神以為国家、亦為氏神崇祠云るごとく、先祖の傳ふ所なる彼十種の神宝も、此神宮に納まるを

も共に物部氏乃掌て氏神を祠れる布留を云ふこと地名に付なれる邪多なし凡て舊事紀は信がたき書なれども此物部氏の伝を委く記せるは依所も有る伝なり聞ゆれば是らは強て棄がたき由も有るなり師説に石上神宮に部靈の劔乃坐す故に其処を布都とも云ひけ多を後に語の通ふまゝに布留とも云なり師は断声を注して刀を振に音通ふ是然也古へは布都と云る伝なれども地名に布都と云ることなれども布都と云る例もなを振に刀を布久と云ふ云ふ師を断声と注して刀を振に刀の断る時は声なり云ふ云ふ上に云る伝なく物の断る時は刀を振とは大異なり都と混し説留とも云ふ云ふ大く異なるあるを説なり○倉頂は久良能牟泥と訓ぜし○墮入の下に脱文有ぜし其故は下るで續て同く建御雷神の言なはあれども墮入と云までは天照大御神の御答に

申給ふる言なして故阿佐米と云より下は高倉下の教給ふ言なれば此間に其塊なくて通不難故今試に故建御雷神教曰穿汝之倉頂以此刀墮入と云十七字を補ふ必の言の有もを墮入故と云ふ言の動なる故に其間の語乃脱なるなるし加に語なくては故阿佐米云と云ふ言も上の連きて御答の言なるなり熟味ふ侍し此處書紀に武甕雷神對曰雖予不行而下予平國之劔則國將自平矣天照大神曰諾時武甕雷神謂高倉曰予劔号曰韴靈今當置汝庫裏宜取而献之天孫と云あり是に依ば此降と云までを御答の詞として降此刀狀と云より下を高倉下の教ふる詞と侍ぜれども若然らば其

間ふ故建御雷神教曰、なぞへて言なくてハ足りぬ、そのうゑ穿高倉下之倉頂へて云ふもいりぐ、高倉下ふ對ひて宣ふ詞ふ、高倉下之倉へハ云ふ〳〵ぞ。故此記ハ墮入へて云まぐハ御答の語あり。○阿佐米余玖へハ、師説ふ、旦目吉あり。後世人も朝ふ吉物を見れば、朝目吉へて悦ぶぞ。又田舍人の夜の目佐の目も合せぞへて云ふハ、夜目朝目目も合せぞへて云語あり へて云ふし。冠辭考のいふの條ふ見ゆ。此意あり。朝ふ起出て、此刀のあるを見るハ、朝目の吉あり。江次第大嘗會條ふ、天皇丑刻ニ、御主基殿、天皇還廻立殿之後、采女進南戸下申云、阿佐女主水夕曉乃御膳平久供奉都止申、新嘗祭儀ふも此事見ゆ。へてある阿佐女も同意ふ〳〵ぞし。又寤へて云言

を、本ハ朝目へて云ふへしとあやまれり。伊勢家集ふ、人こ霄ふ〳〵へて見えぬ。○如夢教而ハ、伊米能表斯閉能麻こ尓へて訓ぞし。而字を志豆へて訓てハ、為而の意へてある故ふ、ハぞ、未見ぬ前ふ為而へいふぞ事の無けぬ為ふ。○旦ハ、都登米豆へて訓ぞし。凡て夜有し事を云て其明旦のこへを、都登米豆へハ云あり。○献耳ハ、多氐麻都流尓許曽へて訓ぞし。然訓故ハ、高倉下の今如此申ハ、上ふ天神御子問獲其横刀之所由へある御答なる故ふ、此刀を獲て今如此献ふ所由ハ、云こ、みてこそ侍へ并へていふ語勢ある故ふ、許曽へて訓ぞ。凡て耳字を置る処ハ、許曽へていふ由ハ、首巻ふ委云ふ〳〵へし。又許曽待礼へて云ぞ処を、許曽へのみいひへて

然て侍礼ひ云意を考合書紀ふ高倉曰唯〻而寤之明
むるも雅言の常なるめ
且依夢中教開庫視之果有落劔倒立於庫底拔即取以
進之于時天皇適寐忽然而寤之曰予何長眠若此乎尋
而中毒士卒悉復醒起ひなり

於是亦高木大神之命以覺白
之天神御子自此於奥方莫使
入幸荒神甚多今自天遣八咫
烏故其八咫烏引道從其立後
應幸行故隨其教覺從其八咫
烏之後幸行者到吉野河之河
尻時作筌有取魚人爾天神御
子問汝者誰也答曰僕者國神

名謂贄持之子。此者阿陀之從
鵜養之祖。
其地幸行者。生尾人自井出來。
其井有光。爾問汝者誰也。答曰
僕者國神名謂井冰鹿。此者吉野首等
祖也。即入其山之。亦遇生尾人。此
人押分巖而出來。爾問汝者誰
也。答曰僕者國神名謂石押分
之子。今聞天神御子幸行故參
向耳。此者吉野之祖。自其地蹈穿越
幸宇陀。故曰宇陀之穿也。

覺白。書紀に依る。此も大御夢に諭し給ふなり。此ハ夢とはいはざれども。亦ぞいふなり。夢なる徴をも含めたれば。上に高倉下の夢に御諭事を云る次なれば那も。こそ此ハ天神御子に覺白ぞも讀給へれど。白字の下に之字あるを以見れば。なほ覺白賜ふとぞ讀て。天神御子ぞいふを為其御覺し。御言ぞ次給し。○奥方ぞ後行前を指て詔ふなり。今も口熊野奥熊野ぞ云称もあり。○莫使入幸ハ。那伊理麻志曽ぞ師の訓まつるに從ふべし。使字幸字よりかける給りしぞ。使字ハ若くは使の誤りしもあらむか。○自天高木神ハ天に坐神なれども。此ハ此國に天降坐て諭白賜ふ命なる故に。如此詔なり○八咫烏。名義ハ八頭烏にて頭の八つある

由なり。八咫ハ借字なることぞ上巻八咫鏡の處（傳八の卅四葉より三十八葉まで）に委く云るが如し。八頭なりしハ。彼八俣蛇の八頭八尾なりし類なり。八ハ必しも七八の八ならねども。幾箇もあるを総もいふ例し。序にハ大烏とぞ云り。猶此烏の事。彼八咫鏡の下ぞ考合すべし。和名抄に歷天記云（日中有三足烏赤色。今按文選謂之陽烏。日本紀謂之頭八咫烏。やゝあるハ心得び。）姓氏録山城國神別部（天神）に。賀茂縣主。神魂命孫武津之身命之後也。鴨縣主。賀茂縣主同祖。神日本磐余彦天皇（諡神武）欲向中洲之時。山中嶮絶。跋渉失路。於是神魂命孫鴨建津之身命。化如大烏。翔飛奉導。遂達中洲。時天皇嘉其有功。特厚褒

賞八咫烏之号従此始也乍見於山城風土記小可茂社
称可茂者日向曽之峯天降坐神賀茂建角身命也神倭
石余比古之御前立坐而宿坐大倭葛木山之峯自彼漸
遷至山代國岡田之賀茂隨山代河下坐葛野河與賀茂
河所會至坐迫見賀茂河而言雖狹小然石川清川在仍
名曰石川瀬見小川自彼川上坐定坐久我國之北山基
從尒時名曰賀茂也賀茂建角身命娶丹波國神野神伊
可古夜日女生子名玉依日子次曰玉依日賣玉依日賣
於石川瀬見小川遊為時丹塗矢自川上流下乃取拝置
床邊遂孕生男子云々乃因外祖父之名号可茂別雷命

云々可茂建角身也丹波神伊可古夜日賣也玉依日賣
也三柱神者蓼倉里三井社坐也玉依日子者今賀茂縣
主等遠祖也乍見右々の賀茂上社別雷神の御外祖
父下社御祖神の御父なり然る此八咫烏神八愛宕郡
先日向乃曽峯小降著ありて其の東方小来坐て
此郷導をなす賜ひ天皇中州小入竟賜て後葛城峯小
行坐其の山代国ハ遷坐ふなり式小山城国相楽
郡岡田鴨神社大月次新嘗和名抄ニ同郡賀茂郷古語拾遺ニも賀茂縣主遠祖
八咫烏者奉導宸駕顕瑞苑田之徑乍いつかり然る小此
紀ニも賀茂縣主の祖と云ふ乍の見えざれ八傳小脱記ふも書
葛野守殿縣主部是也乍あり又頭八咫烏亦入賞例其苗裔昂
ら別ちるら乍ちるら乍ちるら乍又此守殿ハ地名りも乍續紀
三小慶雲二年九月丙戌置八咫烏社于大倭國宇太郡

祭之ヲ有るハ神名帳ニ大和國宇陀郡八咫烏神社あるを是なるべし此社今ハ和ヲ宮ヶ村ニ在リ云ヒ又書紀釋日賀茂建角身命大和国宇陀郡八咫烏神社山城国愛宕郡久我神社同国同郡三井神社已上鎮坐三箇所ニ有り久我三井二社も式ニ載て三井社ハ殊ニ名神大ニ月次新嘗ニ預ル有るなり○遣ハ渟許世牟ヲ訓ずし遊仙窟ニ為も然訓ヲ凡て遣字此ハ多ク彼ヲ遣ルを多ク夜留ヲ都加波須ヲも訓ずし彼ヲ遣ルを多ク来らしむるを多ク於許須ヲ訓ずし今世の俗文ニ申越なり云越ハ於許須の於を省ける言なる也越字乃義ヲ心得て此より彼ヲいひやるを申越ヲいふハひがごとなり万葉十八四丁二十ヲも申越ヲいふハ思良多麻能伊保都と度比乎手尓年須妣於許世牟安麻波年賀思久毋安流香十九十二丁ニ紅之八塩尓染而於已勢多流服之襴毛云ヒ云ヒあり○従其立後ハ曽能多ヒ年斯理余理ヲ訓ずし立ハ先ニ立後ニ立ヲ

○古事記傳十八　○六十三

ヲいふ立ハ行ヲ行ヲ従ハ歩従行舟従行なり云ヒ従ヒ字シタガヒテヤも訓ずし書紀ニ此従字シタガヒテヤも訓ずし書紀ニ云ヒ余理ヲ云ヒ古言なるべし書紀ニ既而皇師欲趣中州而山中嶮絶無復可行之路乃棲遑不知其所跋渉時夜夢天照大神訓于天皇曰朕今遣頭八咫烏宜以為鄉導者ヲ有り○書紀ニハ此次ニ果有頭八咫烏自空翔降ヲ有り此記ニハ此下ニ然の如き言なるべし其言無して直ニ故随其教覚云ヒヲ云るハ言足ぬるに似ずしかれども然るを此記の例ニ倣て古文のまゝなるべし○教覺ハ御佐登志ヲ訓ずし○吉

野ハ延斯怒ヤ訓ゲシ。下巻朝倉宮段の大御歌ハ美延斯怒能ヤ。ヨ。セ給ひ。書紀天智巻の童謡ハも美曳之弩能曳之弩能阿喩阿喩挙曽播施麻倍毋曳岐ヤ。ありの即此童謡ハ余伎ヲ曳岐ヤ云ヘ。吉をも延斯ヤも云て。古ハ此地名をも然ゾ呼ケ。万葉十八二十三丁家持哥ハ。與之努ヤよ。和名抄ハ大和國吉野郡吉野與之乃ヤ。ありさて此地ハ上代より今ハ至るまで絶ずして名地ありヤは云も更なり。山も河も。万葉集より始め世々の歌等なれ。計るハ勝ず。又地の廣ゲさヤハ。此郡ハ大和國の半ハも過て。南ハ木國の熊野ハ續ケ。○河尻書紀仁徳巻ハ流末ヤもあり。さてまた吉野河ハ。源ハ遥ハ東方の山奥大臺原ヤ。いふ處伊勢国のより出て。川上荘ヤ。いふを歴て流出来ふ。ちて下ハ宇智郡ヲ流れ。紀國の伊都那賀名草の三郡を歴て。紀の川ヤ。いふ海ハ入ず。さて今熊野より山越ス幸行て。吉野ヲ出ずは。地ハ。なく川上ヤ。いふ。ぞ。ありて。尻ヤ。もいふ。ハ。地理を考ふ。違ふ。ぞ。ありし。今の上市飯貝なれ。ヤ。いふ。ありて。末なるぐハ。河尻ヤ。ハいふ。ぞ。かなる。其。ヲ。上ざ。ヤ。いふ。ぞ。ヲ地理なり。さて又贄持井氷蘆石押分の次第も。地理ハ。なひがなし。此事下ハ次ニ論ふ。ヤ。し。故思ふハ。此

時の幸行ハ熊野より吉野の内乃東方の山中を経て宇陀を越坐るゆえ河尻を云より石押分の事なりは此時の事ゆハ有ゝ必て是ハ後ゆ別ゆ幸行る時の事なれゝゞ混ひ易る傳あゝむし此時の幸行の路次ハ正しゝハ何の地なりも今さぐりゆは知りがたけれども書紀ゆ至熊野荒坂津亦名丹敷浦因誅丹敷戸畔者時神吐毒氣人物咸瘁なりて次ゆ高倉下の事ある今も熊野の東北の極伊勢國度會郡の堺ゆ近き地ゆ錦浦なりゝ處ありの是彼丹敷浦なるべくまた天皇大御哥ゆ伊勢能宇美能云ゝなりよりなせあるる

古ハ由なゝ処を取出て哥ゆよむこなりけれども必此時ゆ伊勢海の境なりて幸行て御覧しけるなるべし此見らを以思ふゆ此時熊野の地を東北ゆ行廻て盡て彼丹敷浦まで幸行ゆなるべし此記ハ上ゆ到熊野村之時なりて高倉下の事ありて此段も即其地ゆての事ゆて自此奥方奥使入幸なりゝあるを以見るゆ此処も皆熊野の地乃中程ゆなりまで乃事ゆ甚く東方伊勢の堺なりまで到坐なりゝハ聞えぬれども上文ゆ背負日なりを以見るゆ甚く東方まで廻て幸行てさて其も而方を撤て倭国ゆ入坐道なるべしハ叶ひがたし山中嶮絶無復可行之より大倭國ゆ入坐むなりしゆ山中嶮絶無復可行之路なりと書紀ゆ見あて八咫烏の道引ゆ頼て辛なるて越坐るを知なるゆ此道ハ殊ゆ別荒山中なりけむなりと思ひなれバ彼丹敷浦の有なるなる伊勢の大杉

谷を分かつて、今紀国乃河内村に出づ。伊勢の大杉村を越る山路あり。河内村ハ彼錦浦のあなたより遠かるべし。吉野を越ハ坐ることあらざるし。大杉谷ハ多氣郡の西乃極にして、伊勢の宮川の川上なり。甚山深く西方ハ彼吉野川乃源なる大臺原を續きて、今も土人の吉野を越る山路あり。大杉村より吉野の川上荘乃塩葉村ハ彼大臺原乃西に在り。是ぞ伯母谷なるべし。此塩葉村を歴て、吉野を出る処なり。是ぞ東より西を指て物する路なれバ、彼上文に背負日云云とあるに合りけり。しかして此處書紀ハ、果有頭八咫烏自空翔降天皇曰此烏之来自叶祥夢大哉赫矣我皇祖天照大神欲以助成基業乎。是時大伴氏之遠

祖日臣命帥大来目督將元戎蹈山啓行乃尋烏所向仰視而追之遂達于菟田下縣ありて、吉野を歴賜ふ事ハ見あるべし。若此書紀の傳に依て、此時吉野を経給し、高見山を越て宇陀に到坐るなるべし。其路次ハ、いかに伊勢の大杉より、同国の河俣谷を越坐ハ、大杉より北方に飯高郡の西の極に、高見山を越て大和に物する道なり。高見山ハ河俣の西乃極にて、伊勢と大和との堺なり。此山を越て西ハ、吉野郡の内乃杉谷村と云に出る。此なり宇陀郡の境より近き地なるべし。然るに地理を思ふに、吉野ハ東方の山奥を経て宇陀に出坐ることぞ優なる。然るを書紀の傳ハ、吉野を歴ることを書紀ハ、中途なる故に省ける物なるべし。但し河俣といふより下、石押分の事なるべし。上にもいへるごとく、後に別に幸行

ふ時の事なりきむを同じく吉野なるゝ混て此ゝ
はいるゝなるし其由ハ次ゝふ委く論ふなし○作
筌ハ夜那表宇知豆ゝ訓なし其ハ書紀ふ梁ゝ作て此ゝ
云椰奈ゝなる此訓注ふ依ゝり和名抄ふハ毛詩注云
梁魚梁也和名夜奈唐韻云籍取魚箔也漢語抄云夜奈
須まゝ野王按筌捕魚竹筒也和名宇倍筒取魚竹器也
ゝなりて筌ハ宇閑なるしバ万葉十一の四十七丁ふ山
伏ゝ云ゝ宇閑なり夜那ゝハ別なるしゝも凡てかゝる物名な
ゝハ古書ふハ其作者の心ゝふ字を當るしバ猶此
は夜那ふ筌字を書ふなるし作ゝ云ふも夜那ふく叶ふり相遠ら
ぬ物ハ然例常多し又作を宇知ゝ訓る由ハ万葉三
三十九丁ふ梁者不打而又梁打人乃十一三十二丁ふ八名打渡
なゝなるゝふ依ゝり書紀ふも作ゝあり古今六帖夜那
ゝ川風寒く吹時ゝ浪の哥ふ見ゝ
花ゝ負落まゝりきれ○魚ハ那ゝ訓なし凡て饌の
料の魚を那ゝしるゝり万葉五二十三丁ふも奈都良須
魚鈴なり○贄持之子書紀ふ苞苴擔ゝ作て此云珥
倍毛苑ゝなり如此訓なし師ハ持を毛知ゝ訓ゝり
なる例なり書紀ふ毛苑ゝ注せるゝハ此記ふも
上巻ふ必多祁備ゝ訓なゝ建字を多祁夫ゝ注しるる
例ふく言の居るゝる処を以注せる物ゝなるゝバ
毛知ゝ訓むゝゝ諸なるゝが如し然ゝも猶熟思ふ
ふ擔一字なるゝむゝて言乃居るゝる所を以て毛
苑ゝも注なるゝ是ハ苞苴擔ゝ訓ゝるゝふ

人名ふさ字なれバ毛知なるもむりハ決て毛葱ゝハ注
はまじく思ふ故今ハ彼訓注のまゝふ訓ゑ下ある
石押分の分字の訓之子ハ別ふ添ふる称なれバ毛都
も此ゝ同格なり之子ハ別ふ添ふる称なれバ毛都
之ゝ用言より之字連ゝも妨あしたて其之子ゝいふ
名ハ浦嶌之子なゝの例なり書紀仁徳巻ふ衫子此云
菩呂毋能古ゝいふふ人も見えつなゝ此外もこれ
なれなり さて贄持て名ハ此時ふ魚を取て大御贄
を献しふ因て賜ふるものなるし子孫も鵜飼ある
を也 ○阿陀ハ和名抄ふ大和國宇智郡阿陀郷なり是
なり 和名抄ふ陀音可濁讀ゝなるそのかゝふ既ふ訛
の説ふ清てよゝいふ後人乃書加ふるゝ後世奇人
ふハ古へハかゝハぬゝなり 方葉十一三十二丁ふ安太

人乃八名打度瀬速十三十四丁ふ阿太乃大野之芽子花散
なゝゝふ紀国ふ通ふ大道なり南阿田村ハ河乃南ふなり
まゝ此なり十二村を惣て阿陀郷ゝいふり又阿田
村ふ今も贄持の宅址ゝなり
なり 今西阿田村東阿田村ハ吉野川の北ふ在て伊勢
なり大和志ふいふり
も即此地なるし吉野河尻ゝなるふ合ふり 若此段を熊野
より越来坐ふ時の事ゝなるゝ地理ふ叶ふゝ其
故ハ熊野より吉野ふ到なるハ爭ふハ先国栖なゝを
経て後ふてゝ阿陀乃方ふハ到坐なるゝゝなるふ先
始ふ此贄持乃事をいふふ路の序ふ違ふバなり又
吉野より蹈穿越て宇陀ふ幸行ゝあれバ阿陀ハ経ゝ
まゝなるふ地方ふもなるし故此段ハ別時の事
なるむゝハ鵜養のゝゝハ此天皇の大御寄ふ宇加比
いふ那ふ
賀登毋ゝある其處ふいふるし此段書紀ふハ兄猾

弟猾が事の次下に是後天皇欲省吉野之地乃從菟田穿邑親率輕兵巡幸焉至吉野時云々更少進云々及緣水西行亦有作梁取魚者天皇問之對曰臣是苞苴擔之子此則阿太養鸕部始祖也なりて熊野より宇陀を越坐る時あはあしび其後別時の事なり是を正しき傳なるべし故今も此傳に依て解なり又事の次第も書紀は先井光次に磐排別次に苞苴擔なりて此記と異なり此次第は何とも違はざるうちに見ゆ○生尾人は遠此記の方勝れり其由は次に見ゆ阿流比登○有光は比加礼理なり師の訓を改るに從ふべし○井氷鹿は書紀に井光と作る此意の名なり光を比加なりのみいふは例は和名抄に伊勢國朝明郡田光多比加てふ郷名あり式に多比鹿神社もあり さて此井氷鹿に遇しなるは地は今の飯貝なり井光を訛て伊比加比なりいふかなり飯貝を書きまちがへ後に伊賀比なりは訛なるべし此村は吉野川の南なるに在て上市の向ひなり書紀の次第にても今の飯貝の地によくかなひたり其故は斜に此地に幸行て次に更少進なるは川上の方に上る なまふて次に国栖の事なり其より及緣水西行なるは河にそひて遡て下るなりて なるに苞苴擔の事なるは阿陀にて略次叶ふべしなり○吉野首書紀に至吉野時有人出自井中光而有尾天皇問之曰汝何人對曰臣是國神名爲井光此則吉野首部始

祖也。此記ハ井有光ヤ云テ。此人ハ光のあるこヤハ見えぬを。書紀ハ人ハ光ありヤいふハいさく異なり。さて天武紀ハ十二年十月乙卯朔己未吉野首賜姓曰連。姓氏録大和國神別。地祇吉野連。加弥比加尼之後也。諡神武天皇行幸吉野。到神瀬。遣人汲水。使者還曰。有井光女。天皇召問之。汝誰人。答曰。臣是自天降来白雲別神之女也。名曰豊御富。天皇即名水光姫。今吉野連所祭水光神是也ヤ。加弥比加尼ヤ水光姫ヤ同ト。此水光姫即井氷鹿ヤ関ゆるを。水ヤ井ヤ義も近く。女ヤ云ふハ異なる傳なり。續紀五ハ和銅三年正月壬子朔甲子。授正六位上吉野連久治良従五位下ヤ見ヱ。續後紀

十八ハ嘉祥元年十一月丁巳朔辛未大和國吉野郡大領吉野連豊益。依政績有閑。借授外従五位下ヤ見ヱ。○入其山之上文ヨ従其地幸行者ヤある。者字の例ハ依らバ。之字ハ者の誤なるべし。師ハ。之下ヨ時字脱なるなりヤ云ふまじ。さて此道ハ。飯貝の地より河ヨ傍てハ上坐ふく。吉野山ハ入て。國巣ヲ越坐ふ形なるべし。故入其山ヤハいふ形なり。大和志ハ。川上荘の碇村ハ井光の宅址ある由いふを。韓比加理を訛て伊加理ヤ云むこヤハ。然もあるべし。然るに其碇村ハ。国栖ハ山奥東南ハ在て。河上の方なれバ。此ヨ入其山ヤあるを叶ハず。若碇村乃地理ハ国栖ヲ幸行ハ。出自其山ヤいふ。伝ふ地理ハヲそあるを。又書紀ヨ更少進ヤあるを叶ハぬもの也。○遇生尾人ハ。袁阿流人阿閑理ヤ訓ぜし。袁阿流人ハ阿比賜

を訓は雅言の例なれば是此例の
こと傳十六の廿二葉に委く云ふ。○巖和名抄に巖以
八保と有り石秀の意なり。○石押分之子は伊波於斯
和久能古と訓ぜし書紀に磐排別之子と作て排別此
云飫時和句と有り師は分を和氣と訓まるもなを
下に云ふ如ぐ和久と訓ぜし此例りの贊持の
ぐごとし。さて上件三人の名は皆此時の事に因て名
ぶきたる物と聞ゆるを彼水光姫てふ名天皇の賜ふ
思ふ由姓氏録に見えたるをも
ぜし此時の御答に各謂某と名告るけりと記せり故
後を以て前にも及ぼして言傳へたるなり。○今聞云
云は上卷に答白僕者國神名猨田毘古神也所以出居
者聞天神御子天降坐故仕奉御前而参向之侍と有る

に似たり。○吉野國巣昔より久受と呼来たれども此
記の例若久受あらむは國字は書くまじきを此に
も輕島宮段にも又他の古書にも皆國字を作ふを思
ふに上代には久尓須と言しをもやゝ後に音便に
て久受と云ふなるべし。凡て言の中間に有る尓
ふなる例多し是おの
ぶ〳〵の音便なり。さて正〳〵久尓須と言ふる
神と物に見たる彷彿姑舊のまゝに今も久受と訓ぞ
て今も吉野川に添て南國栖村といふあり南と云
北国栖と云も有り其は昔は
乃葉十七村を總て國栖莊と言ふなり。
小國栖等之春菜将採司馬乃野之云々と

より事り。此哥の初句を今本ふくにすらが訓を是古ふ訓ふる。袖中抄ふ引ふる。又ふくをを云ふくを知らふく妄て。ハ。クズ。ビトノ。ヤ。あり。書紀ふ更ふ進亦有尾而披磐石而出者。天皇問之曰。汝何人。對曰臣是磐排別之子。此則吉野國擽部始祖也。姓氏録大和國神別。地祇國栖。出自石穗押別神也。神武天皇行幸吉野時。川上有遊人。于時天皇御覧。即入穴。須臾又出遊。竊窺之。喚問。答曰。石穗押別神子也。尓時詔賜國栖名。云々。是石押別神子。をいふ称。因異ふる傳。なり。若神宇衍。まことふ之子。をいふ称。因て。石押別。をいふを。其父の名。を心得誤るなり。なを國栖の祖。輕嶋宮殿傳三十三のはじめふ委くいふ。

○自其處ハ。吉野郡の内乃東方ふ山奥ふ。を見ぶし。

上文を受て。國巣ふ地ふ。を見ぶし。其由ハ。上ふ次々論ずるが如。し。上件河尻。を云ふ。国巣ふ。若此を国巣ふ。の事。地理ふ合ざれバ。ふ。国巣ふ。ハ。蹈穿越。を。い。ふ文。似き路ふ。ハ。程も甚く遠。ぬ物。を。○若此度熊野ふ。より幸行乃道路。を。今世ふ熊野の本宮ふ。り吉野郡ふ。越て。十津川天川。を。いふ。を経て。下市ふ出る道。ハ。ふ。是。なり。を。宇智郡阿陀ふ出。ふ。ひ。次ふ飯貝乃地。を経て。吉野山ふ入。坐。国栖ふ到坐。なり。を。も。いふ。ふ。如此ふ。見。ふ。河尻ふ到坐。を。云ふ。もよく叶ひ。其。より次々国栖。まで。の路。次。も皆叶ふ。然。も。を。も彼十津川。を。を経ふ路ハ。北方。を指て大和ふ来ふ路。なれバ。ふ。背負。日云々。を。ハ。叶ふ。ふ。此時ふ阿陀ふ出ふ。より。ハ。其。より。徑ふ大和の国中ふ。て。そハ幸行。を。ふ。さ。ハ。ハ。で。又更ふ吉野山ふ入。ふ。ふ。東方。ふ。る宇陀。ふ。も幸行。る。を。何。の由も。を。く。又蹈穿越。を。ある文。も。国栖。ふ。ハ。似。ぬ。ぬ。を。彼此叶ハぬ。を。多。ぶ。し。然。も。ぶ。かく

ふ河尻やゆるゝり国栖までの事ハ遠れく書紀乃傳の如く異時の幸行やなるべきあり。○蹈穿越やゝハ八咫烏の翔るゆく道導のまゝに道もなき荒山中を行達る坐るをいふ穿やゝハ常ふ物よ孔を鑿て面より背ゑ貫通ひをいふおのく此方より彼方ゑ路なき地を行通る貫け坐る意なり。穿字通也やゝも貫也やゝも字書ふ注せり。○宇陀ハ和名抄よ大和國宇陀郡とこれあり此郡内ふ今も宇陀やといふ邑もあるなり。万葉ふ宇陀乃大野宇陀乃真赤土なるぞくしるべり。二の三十丁七の三十七丁八の四十八丁。○穿今郡内ふ宇賀志村やといふあり。これ即宇賀知の訛ゆるら。此あるやたゝ下ふ論ひあるる。傳十九の三葉○也字延佳本ふ無し。今ハ舊印本又一本ふ有よ依ゆり。上文云日下之蓼津也。故謂血沼海也。下文ふ故其地謂宇陀之血原也なるぞ皆也字有ゆるゆゑなり。さて又旧印本ふ穿やゝ也やゝの間ふ指聲三字ハ宇形智邑とふ四字二字ふ誤ゆるゆゑなり。ゆゑいかに信ふ穿やゝ宇牙二字やゝも指やゝ智やゝも邑やゝも字形ハ似ゆるゆゑ然ゆゑも此地名ハ宇賀知ふてそあれ宇牙知ゆるハあるべし牙字ハゲの假字ふてくがてゝハ用ひべし故ゆゑ指聲ハ能邑の誤ゆる邪やゝも思ふべし。ふ此処乃能字ハ書法ゆゑも伊ゆゑ孫バ亦か此二字ハ衍字やゝ定ゆゑ法し其ハもやゝ後人乃穿字の傍よ訓を附て云く指聲やゝ識ゝ置ゆゑ又後ふ本文やゝ心得誤ゆるく書加ゑるものなるゆゑし中昔指聲やゝいふ法やゝ孔有しぞり。

書紀ふ果有頭八咫烏自空翔降天皇曰云く遂達于菟田下縣因号其所至之處曰菟田穿邑穿邑此云于介知能務羅やゝあり。此穿を今本ふウゲチやゝ假字を附るハ訓注の介字を。ゲの假字やゝ思ひ誤ゆるゆゑなり。此字和名抄なるぞるハ。

ケの假字ふ用ひられずも書紀ハかの假字ふのみ
用ひてケよ用ふる例あし思ふあるふ法加ふ文万葉
五のヒコふ字既見都合ハ
て孤乃あ孤ふ穿を云て宇既ハ所穿乃約ふ
也バ某を穿於ふ也
は言の用ひざ海異あり

宮内省図書寮文庫
宮内省図書寮

国立公文書館
National Archives of Japan